

要 望 書

令和6年10月

九 州 市 長 会

九州市長会は、令和6年10月に開催した第135回総会において、別紙の要望事項を決定いたしました。

都市自治体を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化をはじめ、コロナ禍や物価高騰で落ち込んだ地域経済の再生のほか、防災・減災、国土強靱化やDX・GXの推進など、解決しなければならない諸課題が山積しております。

昨今の国際情勢の不安定化や物価・エネルギー価格の高騰により、中小企業や小規模事業者、特に、九州の主要産業である農林水産業が厳しい状況にあり、燃油等価格高騰対策や、事業継続に向けた各種支援など、社会環境の変化に対応する事業者の取組への支援が必要となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことや物価高騰の影響により、全国的に生活困窮に係る相談者数が増加しております。昨年一年間に全国で生活保護が申請された件数は、統計として申請数を取り始めた平成23年度以降最多で、コロナ禍以降、被保護世帯数も高止まりの状況です。そのような中、生活保護業務の効率化や負担軽減を図るため、デジタル技術を活用した効果的・効率的な業務実施に係る必要な措置を講じられるよう、今回の総会において決議を行いました。

つきましては、地方の実情を十分にご賢察いただき、基礎自治体が住民に身近な行政を主体的かつ総合的に担うことができるよう、特段の配慮を賜りますことを強く要望いたします。

令和6年10月

九州市長会会長
熊本市長 大西 一史

第135回 九州市長会要望事項提出先一覧表

提出先		内閣総理大臣	内閣官房長官	国土強靱化担当大臣	内閣府特命担当大臣（原子力防災）	内閣府特命担当大臣（規制改革）	内閣府特命担当大臣（防災）	内閣府特命担当大臣（海洋政策）	内閣府特命担当大臣（子ども政策）	内閣府特命担当大臣（少子化対策）	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）	内閣府特命担当大臣（経済安全保障）	内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	内閣府特命担当大臣（地方創生）	総務大臣
行財政関係	1 都市財政の拡充強化について	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	2 災害対応力強化のための支援について	○	○	○	○	○	○					○	○					○
	3 施設整備事業等に対する財政措置について	○	○	○		○	○					○	○					○
社会文教関係	4 国民健康保険制度及び高齢者医療制度について	○	○			○		○	○	○		○	○					○
	5 地域医療保健の充実強化について	○	○			○		○	○	○		○	○				○	○
	6 福祉施策の充実強化について	○	○			○			○	○	○	○	○	○			○	○
	7 介護保険制度について	○	○			○						○	○					○
	8 学校教育の充実について	○	○			○		○				○	○	○				○
経済関係	9 九州新幹線等の整備促進について	○	○									○	○				○	○
	10 高速道路網等の整備促進について	○	○	○		○	○					○	○				○	○
	11 港湾等の整備促進について	○	○	○		○	○	○				○	○				○	○
	12 農林水産業の振興について	○	○			○	○	○				○	○			○	○	○
	13 地域公共交通の維持・充実について	○	○									○	○				○	○
決議	生活保護業務におけるデジタル技術の活用に関する決議	○	○														○	○
要望事項	提出先	内閣総理大臣	内閣官房長官	国土強靱化担当大臣	内閣府特命担当大臣（原子力防災）	内閣府特命担当大臣（規制改革）	内閣府特命担当大臣（防災）	内閣府特命担当大臣（海洋政策）	内閣府特命担当大臣（子ども政策）	内閣府特命担当大臣（少子化対策）	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）	内閣府特命担当大臣（経済安全保障）	内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	内閣府特命担当大臣（地方創生）	総務大臣

法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣	防衛大臣	デジタル大臣	警察庁長官	九州地方知事会会長	九州各県知事	代表取締役金融総裁	代表取締役中央金庫長	西代表取締役道路社	代表取締役客鉄道社	九州代表取締役道路社	提出先					
																			要望事項					
○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					行財政関係	1	都市財政の拡充強化について		
		○	○	○	○	○	○					○	○								2	災害対応力強化のための支援について		
		○	○	○			○	○				○	○								3	施設整備事業等に対する財政措置について		
		○		○								○	○								社会文教関係	4	国民健康保険制度及び高齢者医療制度について	
○		○		○							○	○	○									5	地域医療保健の充実強化について	
○		○	○	○								○	○									6	福祉施策の充実強化について	
		○		○								○	○									7	介護保険制度について	
		○	○									○	○									8	学校教育の充実について	
		○					○					○	○					○				経済関係	9	九州新幹線等の整備促進について
		○					○					○	○				○						10	高速道路網等の整備促進について
		○			○	○	○	○				○	○										11	港湾等の整備促進について
	○	○			○		○					○	○								12		農林水産業の振興について	
		○					○					○	○					○			13		地域公共交通の維持・充実について	
		○		○						○		○	○							決議	生活保護業務におけるデジタル技術の活用に関する決議			
法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国土交通大臣	環境大臣	防衛大臣	デジタル大臣	警察庁長官	九州地方知事会会長	九州各県知事	代表取締役金融総裁	代表取締役中央金庫長	西代表取締役道路社	代表取締役客鉄道社	九州代表取締役道路社	提出先					
																				要望事項				
																				提出先				

目 次

(第1 行 財 政 関 係)

1 都市財政の拡充強化について	1
2 災害対応力強化のための支援について	14
3 施設整備事業等に対する財政措置について	18

(第2 社 会 文 教 関 係)

4 国民健康保険制度及び高齢者医療制度について	21
5 地域医療保健の充実強化について	24
6 福祉施策の充実強化について	27
7 介護保険制度について	36
8 学校教育の充実について	39

(第3 経 済 関 係)

9 九州新幹線等の整備促進について	44
10 高速道路網等の整備促進について	45
11 港湾等の整備促進について	47
12 農林水産業の振興について	49
13 地域公共交通の維持・充実について	55

(決 議)

生活保護業務におけるデジタル技術の活用に関する決議	56
---------------------------------	----

第 1 行 財 政 関 係

(3 件)

都市財政の拡充強化について

都市財政を拡充強化し、市町村が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 都市税源の拡充強化について

- (1) 国・地方間の税源配分のあり方を根本的に見直し、都市税源を充実強化すること。その際、消費税のような偏在性が小さく、安定的な税源の配分割合をより拡充するものとし、現在みられる地方自治体間の財政格差については縮小すること。
- (2) 地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置については、一層の整理合理化を進めること。特に、地方税における新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的是正措置を講じること。
- (3) 固定資産税は市町村財政を支える基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものであるため、本来国税や国庫補助金などにより実施すべき国の政策的措置に用いることなく現行制度を維持するとともに、公平かつ簡素な税制として、その安定的な確保を図ること。
- (4) 地方税法の改正に関する法令については、住民が十分納得したうえで納税できるように、地方議会に諮ることができるよう早期公布を行うこと。
- (5) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 国・地方を通じた法人関係税収は、市町村の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。
また、税制改正に際しては、地方自治体の意見を十分に聞くこと。
- (7) 国においては、雇用主が外国人労働者に対し、納税制度の周知及び納税義務の指導を図るための指針を設けるなど必要な措置を講じること。
また、個人住民税、国保税等について、外国人等出国した納税義務者から確実に徴収できるよう在留期間更新許可申請時の住民税の税証明期間の変更や、国保税の税証明の提出の義務化など具体的な対策を講じること。
- (8) 所得税法第56条を廃止するとともに、廃止に伴う新たな税制度の構築を行うこと。
- (9) ふるさと納税のワンストップ特例制度は、寄附者の申告手続きの簡素化が図られている反面、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

2. 地方交付税の拡充強化について

- (1) 国は今日まで地方に対して行ってきた地方交付税措置に関わる債務が存在することを再度認識したうえ、地方交付税の増額については、地方からの意見を踏まえ、地方のあるべき行政サービス水準について「国と地方の協議の場」等で十分な議論を行い、財政基盤の

脆弱な地域の実情に配慮するとともに、財源調整機能・財源保障機能を強化する中、歳出特別枠の堅持、法定率の引き上げなど、全ての地方公共団体の安定的財政運営に必要な総額を確保すること。

- (2) 地方固有の財源である地方交付税を政府の政策誘導手段として利用するなどにより、地方公務員の給与削減等を一方的に行わないこと。
- (3) 地方交付税の算定にあたっては、人口の少ない自治体や面積の小さい自治体への配慮を行い、地方の実態に即した適切な算定方法に見直すとともに、各都市の財政需要を的確に反映する仕組みを構築し、予見可能性を向上させること。
- (4) 基準財政収入額における市町村民税所得割については、安定的な地方財政運営に支障を来すことのないよう、実際の税収とかい離が生じ算定が過大となった場合には、適切に補てん措置を講じること。
- (5) 地方交付税が、国の裁量により一方的に削減されることがないように安定的な地方財政を保障する観点から、地方交付税を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」構想を早期に実現すること。
- (6) 地方交付税の財源不足を補うものとして発行されてきた臨時財政対策債は、地方の起債残高を押し上げて財政の健全化を損ねる要因となっているだけでなく、負担の地方への転嫁や後年度への先送りに繋がっているため、地方交付税の法定率の引き上げなどにより総額を確保し、速やかに廃止すること。
- (7) 激甚化・頻発化する自然災害への対応としての防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等に係る財政需要についても確実に措置すること。
- (8) 物価高への対応などの追加の財政需要についても、地方財政計画に適切に反映した上で、必要な財政措置を行うこと。
- (9) 国の基礎的財政収支の改善目的のために、地方固有の財源である地方交付税が削減されることのないよう十分配慮すること。
- (10) 地方財政対策においては、国と地方の協議の場でしっかりと議論できる仕組みを構築すること。
- (11) 常備消防費及び救急業務費等を含む消防費の単位費用算定基礎を、現行「人口」としているが、「人口」だけでなく、高齢化の状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した算定基準の見直しを図ること。
- (12) 基準財政需要額の算定にあたっては、必要な一般財源が正確に反映できるよう単位費用を設定するとともに、単位費用の算定方法等詳細を明示すること。
- (13) 近年の地方における基金の増加をもって、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、市町村においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方財源を削減しないこと。
- (14) マイナンバーカードは、地域のデジタル化を推進する上で重要なデジタル基盤であるが、その交付率によって地方公共団体のDXの取組内容に大きな差が生じるものではないため、地方交付税の算定にあたっては、交付率をもって格差をつけることなく、地域の課題解決

に向けた意欲的な取組や地方創生に向けた継続的な取組に対し支障が生じることがないよう、地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映すること。

3. 国庫補助負担金改革について

- (1) 国と地方の役割分担を明確化し、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

なお、国の歳出削減を目的とした単なる国庫補助負担率の引き下げや補助対象の縮減、国庫補助負担金の廃止など地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

また、国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

- (2) 地方への税源移譲が行われるまでの間、国が義務的に負担すべき分野に係る国庫補助負担金は、補助単価、補助基準、補助対象範囲を実態に即すよう改善し、必要な経費を確保すること。
- (3) 浄化槽は、農村や山間部等における汚水処理の手法として優れているため、下水道事業等と同様に推進が図られるよう、浄化槽市町村整備推進事業及び浄化槽整備推進事業に係る補助率の嵩上げや、汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換に係る撤去費用及び宅内配管工事費など補助対象範囲の拡大を行うこと。
- (4) シルバー人材センターの運営に対する国庫補助金については、地域経済の低迷により受注件数が減少するなど、シルバー人材センターを取り巻く環境は厳しさを増していることから、安定的な運営に向け、地方の新たな負担を生じさせることのないよう、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (5) 国から譲与された法定外公共物については、維持管理及び修繕に対する新たな支援制度を創設すること。
- (6) 直轄事業負担金の抜本の見直しに伴い、直轄事業の業務取扱費に係る地方負担制度及び補助事業の事務費に対する国庫補助制度が廃止されたが、沖縄県内の自治体においては、本土との格差を是正する沖縄振興政策として高率補助制度が適用されてきた経緯もあり、直轄事業負担金の地方負担制度廃止の恩恵が得られず、逆に補助事業の事務費に対する国庫補助制度廃止による負担の増加がもたらされ、財政運営に大きな影響を受けている。このため、沖縄県内の自治体に対しては、社会資本整備総合交付金の交付対象範囲に事業実施に必要な事務費を含める措置を講じること。
- (7) 社会資本整備総合交付金制度の運用にあたっては、これまで計画した事業に確実に配分されるよう財源を確保し、また、地方自治体が活用しやすい自由度の高い枠組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。
特に、九州各地域における重要港湾、地方港湾における基盤施設整備や河川の整備を推進するため、社会資本整備総合交付金の地方への重点配分等、適正な財政措置を図ること。
なお、河川改修事業や上下水道事業については、施工区間が長大であり、膨大な事業費を継続的に投入する必要があるため、社会資本整備総合交付金の補助率及び地方債に対する交付税措置率を嵩上げすること。
また、道路改良事業については、その規模の大小にかかわらず、社会資本整備総合交付金の十分な配分を行うこと。
- (8) 公営企業の経営が厳しさを増している状況に鑑み、水道事業の国庫補助採択基準の資本

単価要件について、平成21年度と同水準の採択基準である70円/m²とすること。

- (9) 地方単独事業に対して交付される交付金により取得した財産の取扱いについては、地域の実情に応じた活用ができるよう、財産処分に係る制限を緩和すること。
- (10) 県営土地改良事業の実施にあたり、公益性が高く受益者負担が適当でないと判断される事業については、国庫負担率を引き上げるなど制度の見直しを行うこと。
- (11) 老朽化が進む防災重点ため池の整備を進めるため、十分な予算を確保し、採択枠の拡大や採択要件の緩和を図るとともに、国庫負担率の更なる引き上げを行うこと。

4. 地方債制度の改善について

- (1) 地方債の総額を確保するとともに、起債充当率の引き上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図ること。
- (2) 政府資金等の補償金免除繰上償還については、特定被災地方公共団体に限らず、すべての団体を対象とし、対象金利を5%から3%に引き下げるなど、要件の緩和等弾力的な対応を図ったうえで、改めて実施すること。
また、公営企業借換債については、対象事業の拡大及び要件の緩和を図ること。
- (3) 公共施設等の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債については、恒久的な措置とすること。
また、小規模自治体の実情に鑑み、集約化・複合化については、その要件の緩和を図ること。
- (4) 過疎対策事業債については、これを継続するとともに、過疎地域の増加や対象施設の拡充により、各自治体において認められる金額が制限されていることから、過疎地域の持続的発展を図るための事業を着実に実施できるよう必要額を確保し、施設の耐用年数を超えない範囲で償還年限を延長すること。
また、一層の活用を図るため、対象事業等について柔軟に対応できるようにすること。
- (5) 公共施設等の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債については、事業要件の緩和や庁舎単独での長寿命化改修を加えるなどの対象施設の拡大、財政融資資金による借入を可能とし、建物の除却を地方交付税の算定対象に加えるとともに、交付税措置率の嵩上げを行うこと。
- (6) 令和2年度に終了した市町村役場機能緊急保全事業については、それを復活させるなど、耐久性の乏しい庁舎の建替事業における新たな財源措置を講じた地方債を創設すること。
また、対象施設について、旧耐震の庁舎に限定することなく、新耐震の庁舎であっても現行の建築基準法が求める耐震性能を有していない施設についても対象とすること。
- (7) 自主財源が乏しい市町村が財源を確保できるよう財政力指数などに応じた充当率、地方交付税率となる新たな事業債制度を創設すること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策や頻発する災害の復旧事業の実施、及び人手不足や資材価格の急激な高騰等により、市町村建設計画の期間内での事業完了が困難となる恐れがあることから、合併特例債の発行期限を延長すること。
- (9) 補助災害復旧事業について、災害の規模や国の災害査定の時期等によっては工期が年度を跨ぐ場合があるが、翌年度以降分の事業債の充当率は過年度災害の扱いとなり、充当率が現年度分に対して10%減じられ、地方負担が増える状況であることから、過年度災害分の充当率を現年度災害分と同率に見直すこと。
- (10) 河川等の浚渫については、氾濫防止等の観点から今後も継続的に行っていく必要がある

ことから、令和7年度以降も緊急浚渫推進事業を継続するとともに、所要額を確保すること。

また、対象施設については、大雨時の円滑な内水排除に繋げるため公共下水道（雨水事業）への拡充を図ること。

(11) 緊急防災・減災事業債は、引き続き防災・減災対策の充実強化が必要であるため、災害対応の中心的施設となる庁舎や学校施設を含む避難施設等の建設及び耐震補強を対象とするなど、対象事業の拡大や実施期間を延長する等の財政措置の拡充を図ること。

(12) 災害時の衛生環境確保のため、移動式トイレカーやトイレトレーラーを各自治体が計画どおり保有できるよう緊急防災・減災事業債の十分な予算の確保または新たな財政措置を講じること。

5. マイナンバー制度の円滑な運用に係る支援等について

(1) 地方自治体における個人情報の定義や対応のあり方をルール化するとともに、個人情報共有やマイナンバー活用についても全国で統一化を図ること。

(2) 個人情報については、情報セキュリティの万全な確保について、引き続き国の責任において取り組むとともに、地方自治体の状況に応じた適切な助言を行うこと。

また、国民が抱く個人情報の流出等への懸念を払拭するため、国の責任において周知・広報等を徹底し、地方自治体の広報に係る費用の負担軽減を図ること。

(3) 条例で定めるとされているマイナンバーの利用範囲が地方自治体ごとに異なることにより住民サービスに支障を来すことのないよう、全国一律で必要な事務や行政サービスについては、国の責任において法定化すること。

(4) マイナンバー制度の運用に係る経費については、公平な社会保障制度の基盤を確立するための国家的な情報基盤整備事業であることを踏まえ、システムの整備・運用にあたっては、人件費や維持管理費、改版に伴うシステム改修費も含め全額国庫負担とするとともに、円滑な導入・運用を図ることができるよう事務手続きの簡素化や各種ガイドラインや詳細な事務処理要領を策定し、地方自治体に早急に示すこと。

また、既に完結した一般財源を伴う作業に対し一層の財政措置を行うとともに、人口傾斜措置の緩和を行うなど、十分な調整・協議を行い、その対応に必要な財源を確保すること。

(5) マイナンバーカードの申請・交付の手続きにあたっては、マイナンバーカードの申請をし、受け取る前に転出した場合、転出前の自治体ではカードを交付できないなどの事例があるほか、代理人による手続きが煩雑であることから、早急に制度の見直しを図ること。

また、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費については、地方負担が生じないよう財政措置を講じること。

さらに、マイナポイント事業の影響で交付時期が偏っており、今後の更新事務に係る窓口体制の負担が危惧されるため、更新時期を見直す等自治体窓口の事務処理の平準化を図ること。

(6) 独自利用に必要なシステム整備等を含むマイナンバー制度に係るシステムの改修にあたっては、地方自治体における改修の状況をさらに把握・分析した上で、地方負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。

また、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化に伴って、構築したシステムを安定かつ適切に維持するためには、継続的な運用管理費用が必要であることから、国におい

ては、必要な財政措置を講じること。

- (7) マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施にあたっては、十分な情報提供を行うとともに、これに要する適切な財政措置を講じること。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用については、様々なトラブルが相次いで発生している状況であることから、再発防止策を講じるとともに、令和6年12月に予定されているマイナンバーカードとの一体化に伴う現行の健康保険証の発行終了については、混乱が生じることがないように、国の責任において十分かつ丁寧に周知・広報を行い、国民の不安払拭に努めること。

- (8) マイナンバーカード普及促進のため、住民がマイナンバーカードを保有するメリットを実感できるメニューを提供すること。

また、オンライン手続きに支障が出ないように、システムやネットワーク強化のための改修・構築に速やかに取り組むこと。

- (9) マイナンバーカードの交付については、現状、交付前に市町村側で設定処理を加える必要があり、対象者に迅速かつ円滑なカード交付を行えるよう、市町村における事務処理負担の軽減を図り、事務処理手順の簡素化等の見直しを早急に行うこと。

また、普通交付税の算定項目のひとつである戸籍住民基本台帳費においても、市町村の実態に即した職員数を適切に反映させること。

- (10) 固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けについては、ヒューマンエラーの防止や事務の効率化のため、不動産登記とマイナンバーを紐付け、固定資産課税台帳の元となる登記済通知にマイナンバーを追加すること。

6. 地方創生の実現に向けた財政支援等について

- (1) 「デジタル田園都市国家構想交付金」については、地方が独自の発想のもと、デジタル実装等を通じた地方創生に積極的かつ安定的に取り組めるよう、継続的に十分な予算を確保し、補助率や上限額、新規事業の申請上限件数を見直すとともに、補助対象経費の制約を大胆に排除した交付金とし、加えて外国人との共生社会の実現を図るため、継続的な支援策を講じること。

- (2) 地方自治体が、定住自立圏や連携中枢都市圏などの地域間の連携に積極的に取り組んでいけるよう、十分な財政措置や国庫補助の採択など支援の強化を図ること。

特に、地方交付税による財政措置では、交付額が不明瞭となるため、交付金等、より明確な財政措置を講じること。

- (3) 地方創生の推進に当たり、国は、医療・教育に係る少子化対策の抜本強化をはじめ、少子化への対応について、実効性のある施策を早急に実施すること。

- (4) 外国人材の受入れ・共生に関する施策については、国において主体的に実施されるとともに、外国人住民が地域社会と共生できるよう、通訳等の人材育成など、市町村等が実施している生活支援等の共生施策に対し、運営支援や必要な財政措置を講じること。

また、外国人技能実習生に対する被用者保険適用を徹底させるための対策を講じること。

さらに、中長期にわたり滞在する外国人の日本語学習支援をより一層推進する仕組みを構築すること。

- (5) 様々な革新的技術を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立させる「Society5.0」の実現は、地方が抱える問題を解決し、持続可能な地域社会を実現するものであることから、市町村の技術導入等の取組に対して、国が財政支援等を行うこと。

(6) ふるさと納税制度の返礼品等の送料については、輸送距離等による自治体間の不公平が生じているため経費算入から除外するとともに、ポータルサイトの手数料等の経費についても、経費計上する手数料に上限を設けるなど、経費算入の是正を行うこと。

また、ふるさと納税制度は、地方創生を推進するために必要不可欠なものであり、各自治体の創意工夫により取り組んでいることから、このような自治体の努力を抑制しかねない「ふるさと納税の一般財源化」は行わないこと。

加えて、新規返礼品の承認について迅速に行うこと。

(7) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税制度）については、現行の税額控除割合を維持しつつ、令和6年度末までとしている適用期限を延長すること。

また、制度を延長する際には、寄附の対象となる事業の要件緩和や地域再生計画の認定手続きの簡素化等、より制度の活用が促進されるよう見直しを行うこと。

7. 地域の公共交通充実のための財政支援について

(1) 「地域公共交通確保維持改善事業」が実施されているが、全ての路線が具体的要件等に該当するとは限らず、地域住民の足である地域公共交通が維持できるのか不透明な部分がある。

真に地域の公共交通の充実を図るため、全国一律の補助要件や運用ではなく、地域の実情に応じた補助要件の緩和や恒久的な財政支援、公共交通を担う事業者に対する輸送コストの軽減施策の拡充や、価格競争力を維持できる経営基盤強化の施策を講じ、メニューの一つである「車両減価償却費等国庫補助金」においては、実態に即した補助額に引き上げること。

また、特別交付税については、地方バス路線の運行維持に要する経費に対して算定される補正係数を緩和すること。

(2) 公共交通を確保するための経費が、特に過疎地域などは多額となるが、国庫補助の算定にあたって補助上限額が定められているため、地方の負担額が大きくなっていることから、補助上限額の大幅な増額と予算規模の拡充を行うこと。

(3) 地域公共交通確保維持改善事業について、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る、従来のみなし運行回数の適用による補助金カットの基準である平均乗車密度5人未満という要件を緩和するなど弾力的に対応するとともに、地域間幹線系統と接続する地域内フィーダー系統の市町村ごとの国庫補助上限額を引き上げること。

また、これまで補助対象とならなかった既存路線の変更について、地域住民のニーズに合わせ路線変更した場合にも補助対象とすること。

(4) バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃の低廉化を支援する制度を構築すること。

また、事業者の創意工夫を促進するため、事業者の努力が評価される抜本的な制度改革を行うこと。

(5) 国の補助制度がない市内バス路線等の維持確保のための財政措置を講じること。

(6) 地域住民の生活交通である地方バス路線やコミュニティバス路線等の自治体独自の取組が安定的に維持できるような恒久的な財政支援措置を講じること。

また、「地域公共交通確保維持改善事業」による補助制度について、運転者確保のための広報や二種免許取得等の経費に対する補助率を引き上げるとともに、運転者の労働環境や賃金の改善、第二種運転免許が必要ではない移動手段の確保に関する施策の推進及び自

治体・公共交通事業者へのさらなる支援制度の拡充を図ること。

- (7) 特定有人国境離島地域においては、地域公共交通確保維持改善事業費の補助要件を満たすことができない状況にあることから、赤字バス路線の補助に係る要件の適用除外など、特例措置を講じること。
- (8) バス路線の撤退後など、地方自治体が地域の実情に応じて独自に運行する乗合タクシーなどの運営に必要な運行費用及び車両の導入・更新に係る費用に対し、現状に対応した既存補助制度の見直しや新たな国の補助制度を創設すること。
- (9) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。
- (10) 離島航路における高速船ジェットフォイルは、離島住民の生活に欠かせない交通手段として重要な役割を果たしているが、更新するための建造費が導入時より高騰しており、運航事業者の負担が大きいことから、離島航路の維持・確保のため、建造費に対する財政措置を講じること。
- (11) 公共交通の利用を伴う観光需要を喚起するための施策や、環境負荷の低いモーダルシフトの取組、モーダルコネクトの強化に係る道路施策に対する財政措置を講じること。
- (12) 高齢者が多く、交通手段を自家用車に頼らざるを得ない過疎地域では、運転操作のミスによる交通事故の抑制が課題となっていることから、交通事故発生を抑止効果が高い、先進安全技術を搭載した装置を高齢運転者が取り付ける際の補助制度である「サポカー補助金」を復活すること。
- (13) バスや鉄軌道等の地域公共交通事業者の経営状況については、燃料や物価高騰の影響や、コロナ禍以前の利用客数に戻りきれていないことにより、大変厳しい状況にあることから将来に亘って運行サービスを維持、確保できるよう、必要な予算の確保や財政支援の拡充等、必要な支援を講じること。
- (14) 公共交通の決済基盤の整備に対して、機能向上を伴わない既存決済システム更新にかかる経費も含め幅広く支援するよう、現行の国庫補助制度の見直しを図ること。

また、導入経費や更新経費を抑え、かつ地域や事業者の枠を超えたシームレスな移動環境を実現するため、全国統一の標準仕様を作成するなどして、決済基盤の標準化を図ること。

8. 持続可能なプラスチックリサイクル制度の推進について

- (1) プラスチックリサイクルの円滑な循環推進のために、リサイクル形態ごとのコスト、温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含め公表すること。
- (2) プラスチック資源の一括回収の導入にあたり、リサイクル設備の処理能力の確保について、自治体に財政負担を生じさせることのないよう必要な財源措置を講じるとともに、民間リサイクル事業者等も含めた処理能力の確保に、国は責任を持って取り組んでいくこと。
- (3) プラスチック資源循環を一層推進していくために、拡大生産者責任の観点を踏まえ、自治体と事業者の費用負担及び役割分担について、適正なものとなるよう検討すること。
- (4) 自治体の分別努力に応じたインセンティブ等の導入については、各自治体の取組を最大限尊重し、検討すること。

また、熱回収などを前提に施設更新等に着手している自治体については、施設整備に関する財政措置に影響がないよう配慮すること。

- (5) プラスチック使用製品廃棄物の効果的な回収体制の構築に向けて、特別交付税措置を行

ってもなお自治体の費用負担が過大となることから、更なる財政措置を講じること。

9. デジタル化の推進について

- (1) 地方財政対策において、「地域デジタル社会推進費」を令和5年度から令和7年度まで事業期間を延長し計上されているが、地域社会のデジタル化を進めるためには十分な事業期間及び財政措置とは言い難いものであることから、事業期間の更なる延長と財政措置を講じること。
- (2) 光ファイバー網による地域イントラネットを安定的に運用するため、同イントラネットの新設・更新費用に対する財政措置を講じること。
- (3) 各種証明書のコンビニ交付サービスの運用に係る財政支援について、導入後3年間となっている特別交付税の措置期間を延長すること。
- (4) 公金収納におけるeLTAXの活用については、全国的に共通の取扱いとなる公金については、システム改修等の必要な費用全額について財政措置を講じること。また、地方公共団体の判断による公金についてもeLTAXを活用した公金収納の実現のための費用について財政支援を講じること。

10. 基幹業務システムの統一・標準化について

- (1) 自治体業務の効率化の推進に向けたシステムの標準化・共通化については、個々の自治体の負担を軽減し、コスト削減を図りながら、すべての自治体が円滑に実施できるよう、国が主導して早期に制度的枠組みを構築すること。
- (2) 標準準拠システムへの移行に係る経費の全額を補助するとともに、上限額を超える負担が発生することがないようにベンダーに対し、適切な指導を行うこと。
併せて、令和8年度以降のシステム移行後の運用経費について、現行システムの運用経費よりも大幅に上回る可能性があることから、自治体経営に多大な影響がでないよう必要な財政措置を講じること。
- (3) 令和7年度末までに全自治体がシステムの導入を終える目標時期に向けて、十分なテスト期間を設け、全国一斉の導入とせず段階的な余裕をもった導入スケジュールで行うとともに、導入にあたっての費用等は、令和8年度以降も全額について財政措置を講じること。
また、戸籍システム等の移行難易度が極めて高いシステムについては、安全・確実に移行できるようベンダーの対応状況を踏まえ、移行の難易度について実情に即した適切な移行期限を設定するなど柔軟に対応すること。
- (4) 標準仕様に準拠したシステム開発を行うことができる事業者の開発状況等を国が一括して把握し、地方自治体に細やかに情報提供するなど、円滑に導入できるような措置を講じること。
- (5) 標準仕様の作成・改版に当たっては早期に確定し、標準化対象外の情報システムとの連携を十分考慮したうえで、必要な財政支援を行うこと。
なお、標準化に伴い別途調達する必要がある標準化対象外の業務システムの調達費用やガバメントクラウドの利用及び接続に係る費用についても、現行の運用コストよりも負担増とならないよう必要な財政措置を講じること。

11. その他

- (1) 地方拠点都市制度については、「連携中枢都市圏」などの新たな広域連携の推進策との関係を明確にし、指定されている地方拠点都市地域の現状や課題を把握のうえ、本制度の存続も含め、今後の方針、位置付けを明らかにすること。

- (2) テレビ、冷蔵庫、エアコンなどの特定家庭用機器を廃棄する際に再商品化等料金を支払う現行制度は、不法投棄の誘発や不用品回収業者への引渡しによる適正な再商品化の阻害につながる恐れがあることから、製品購入時に料金を支払う「前払い方式」を導入すること。
- (3) 統計調査等の受託事業事務における経費については、受託事業の性質を勘案し、適正な基準額を設定するとともに、一方的な委託費の削減により、受託事業事務に支障が生じることがないようにすること。
- (4) 消費者相談の複雑化、高度化が進む中、地方消費者行政強化交付金における推進事業については、活用期間を延長するとともに所要総額を確保すること。
- また、強化事業については、対象事業の拡充と活用期間の延長等の制度の充実を図ること。
- さらに、地方消費者行政の充実・強化のために、その基盤となる相談員の人件費等を継続的に補助対象とするなど、国による永続的な財政支援を行うこと。
- なお、国における消費者相談情報の把握に必須なものとして、地方の消費生活センターは、独立行政法人国民生活センターからP I O－N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）端末等を貸与されており、消費者相談の充実を図っているが、P I O－N E Tは、新システムへの移行期であり、その設置及び運営にかかる費用については、これまでどおり地方自治体に負担を求めないこと。
- 加えて、高度な専門性を有する消費者生活相談員を引き続き確保するため、時限措置ではない新たな補助制度等を構築し、継続的な財政支援を行うこと。
- (5) 地籍調査事業の推進のため、国において人件費を含めた補助対象経費の拡大や事業費の増額確保、特別交付税の拡充を図ること。
- また、公共事業の円滑な実施のため、過去に地籍調査を実施した地域のうち復元性が低く地図と現地が一致しないものの再調査を補助対象とするなど、地籍整備の効用を十分に発揮できるよう、補助要件の緩和を行うこと。
- (6) 市民生活の安全・安心の確保と暴力団が敢行する事件の早期検挙等のため、警察による防犯カメラの整備を進めるとともに、街頭防犯カメラを設置する自治体に対し継続的な財政支援を行うこと。
- (7) 平成27年5月に「空き家対策の推進に関する特別措置法」が施行されたが、各自治体において空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう財政的措置を講じること。
- なお、地域住民の安全確保等の観点から、同法に基づく行政代執行に要する費用など、解体・除去に係る財政措置を充実するとともに、空き家等の流通・利活用を推進するため、管理所有者等の登記や相続放棄における財産管理人の申立を義務化すること。
- また、市町村が行う財産管理人申立の際の予納金は免除すること。
- さらに、行政代執行を伴う特定空き家等への対応を専門的かつ広域的に実行する組織を設置すること。
- (8) 所有者不明土地等の発生を防ぐため、所有権移転後早期に登記を促すための優遇措置等の施策を講じること。特に、単独名義による所有権移転登記を推進するための税制面での優遇措置を講じること。
- (9) 世界文化遺産に決定した「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」、
「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」、
「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺

産」などの構成資産である指定・選定の文化財の保護を万全なものにするため、保存修理・整備や防災事業に係る費用について、現行の補助制度に加えさらなる財政支援措置を講じるとともに、一般財源の負担軽減のため世界遺産に特化した有利な地方債制度を創設すること。

また、文化財保護法以外の法律で保全が図られている稼働資産についても、文化財保護法で保全されている非稼働資産と同水準に補助率を引き上げること。

- (10) 地域の貴重な文化財については、滅失・散逸等を防止し、次世代に確実に継承する必要があることから、その修理・整備等を通じた保存・活用や発掘調査等に係る費用に対する国庫補助予算を十分に確保するとともに、補助率を引き上げること。

また、文化財保存活用地域計画等の策定についても、国庫補助を拡充すること。

- (11) 建築計画概要書閲覧制度については、本制度の目的に沿わない営利目的の閲覧、大量閲覧及び建築物が特定されていない閲覧を確実に制限し、個人情報流出を防ぐため、全国一律の運用が可能となる建築基準法及び省令の改正を行うこと。

- (12) 令和2年度から導入された会計年度任用職員制度について、増大する人件費に対して財政措置を継続すること。

- (13) 公共工事の施工時期等の平準化を促進するため、工期が複数年度にわたらない工事においても、工事発注平準化を目的とした補助事業及び交付金事業への国庫債務負担行為の設定や、早期かつ柔軟な繰越承認を行うこと。

- (14) 再生可能エネルギーの利用促進を目的とした温泉発電等の導入や源泉の発電利用への安易な転用、開発行為など、温泉所在自治体の持続的な温泉利用を脅かす事態が生じてきていることから、温泉資源保全の観点から温泉法の改正を含めた必要な法整備を早急に行うこと。

- (15) 犯罪被害者等の生活支援のため、国の犯罪被害者等給付金を早期に支給できるよう、給付金の一部貸付制度の創設を含めた制度の見直しを行うこと。

また、犯罪被害者支援策については、地域格差が生じないように国及び都道府県による広域的対応を基本としつつ、市町村による施策に対しては財政措置を講じること。

- (16) 公共交通インフラが脆弱な地方にとって、観光道路整備は観光振興上の喫緊の課題であることから、インバウンドを含めた観光客全体の利便性向上や地域活力向上のため、市町村が整備する観光道路に対する財政措置を講じること。

- (17) 訪日外国人消費動向調査の地域調査については、現在調査が実施されている空海港に加え海外路線が就航している他の空海港においても調査を実施すること。

- (18) 多言語表示によるインフラ整備をはじめ、すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備を推進するとともに、地域住民との共存に必要な環境整備について早急な財政措置を講じること。

- (19) 観光立国の実現に向け、観光地の国際競争力を高めるため、地方自治体が取り組む地域の特性を活かした地域ブランドの創出などに対する支援の充実を図るとともに、旅行者の受入環境整備等に係る財政措置を講じること。また、オーバーツーリズムを未然に防ぐためのマナー啓発等の取組を支援すること。

- (20) 官民データ活用推進基本法及び地方公共団体におけるオンライン利用促進指針に定める地方公共団体の行政手続きに係るオンライン利用促進にあたっては、適切な技術的指導、財政支援等を行うこと。

- (21) 現在市町村の判断で資格調査の回答等を行っている犯歴事務で扱う個人情報、慎重かつ厳格な取り扱いが必要であることから、明確な法的根拠により全国的に統一された事務として執行できるよう必要な法整備を行うこと。
- (22) 戸籍謄本や住民票の写し等の第三者請求に対する本人通知に関する制度の法整備等について、すべての市町村で統一的な実務が行えるよう早期の法整備を行うこと。
- (23) 中心市街地の活性化について、認定基本計画の期間が終了した後、新たな計画がない場合でも、同計画の掲載事業を継続するときは引き続き財政支援を行うなど、制度の充実・強化を図ること。
- (24) 多文化共生の推進にあたり、国の制度周知等については、全て国において多言語化すること。また、自治体による多言語対応に係る費用については、財政支援を行うこと。
- (25) 市町村等が設置する次世代自動車充電インフラの維持に係る費用について、引き続き支払制度の継続を図ること。
- (26) 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。
- また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。
- (27) 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に、自転車等駐車場の設置に際して一定の費用負担や土地の無償貸し付けを行うなど、鉄道事業者が費用面でも協力しなければならないよう規定すること。
- (28) 自転車活用推進法及び自転車活用推進計画が定める理念の実現に向けては、地方版自転車活用推進計画を策定し、ハード・ソフトの両面から総合的な施策の推進が必要であることから、社会資本整備総合交付金の対象とされているハード事業に加え、地方版自転車活用推進計画の策定に要する経費やサイクルイベントなどのソフト事業も含めた自転車の活用に特化した財政措置を講じること。
- (29) 水資源の乏しい地域（離島を含む）は、資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得なくなるため、財政支援を拡充すること。
- (30) 離島地域においては、全国的な石油製品価格高騰に加え輸送コストも増加し、家計への影響は深刻となっていることから、住民の生活コストの低減につながる各種支援策を拡充すること。
- (31) エネルギー・原材料価格の上昇や円安の影響などによる物価高騰等により、今後も市民生活や地域経済に深刻な危機が生じることが想定されるため、住民や事業者に対し、自治体が地域の実情に応じた支援策を迅速かつ臨機応変に講じられるよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財政力に関わらず、必要な額を適切に見極めた配分になるよう、算定方法を見直した上で、継続すること。また、国庫補助負担金の対象経費については、その基準額の算定において、物価高騰による影響分を含めるなど適切に対応すること。
- (32) 国際情勢の不安定化や原油価格・物価高騰等の影響により、厳しい状況が続く中小企業及び小規模事業者に対して、事業継続のための資金繰り支援、電気やガス代等の上昇分の支援、燃料油などの価格の安定に向けた対策、適正な価格転嫁支援、生産性向上等により

賃上げに取り組む企業への支援など社会環境の変化に対応する取組への支援の継続や拡充など対策を講じること。

(33) 地上デジタル放送の難視聴地域については、日常の情報収集手段が失われることがないよう、老朽化した共同受信施設の改修・更新費用に対する財政措置を講じるとともに、難視聴地域の解消に向けた抜本的な対策を講じること。

(34) 紙の転出証明書の省略による住所異動手続きの簡素化を図ること。

災害対応力強化のための支援について

災害発生時における自治体等の対応力の強化を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 巨大地震対策について

- (1) 「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定による国の補助の嵩上げ対象について、各自治体が行う地震津波対策は、現在嵩上げ対象とされている「避難場所及び避難経路整備」、「集団移転事業及びその関連事業」だけでなく、「防災行政無線などの情報伝達手段整備」、「長期避難を考慮した備蓄品の配備」、「津波浸水想定域内にある公共施設の高台への単独移転」など、多岐にわたっていることから、各自治体の地震津波対策が加速化されるために、国の補助の嵩上げ対象を地震津波対策全般とするよう、法改正や柔軟な運用を検討するとともに、所要の財政措置を講じること。
- (2) 自主防災組織が、防災のために津波避難施設（避難路・避難地・避難地備蓄倉庫等）を農地に整備する際の農地転用手続について、手続を行わずに施設の整備が可能となるよう農地法の緩和規定を設けるとともに、避難地に専ら防災のための備蓄倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際の建築確認申請についても、申請が不要となるよう建築基準法の緩和規定を設けること。

2. 自治体に対する災害支援について

- (1) 被災自治体及び後方支援を担う自治体において、災害発生時に庁舎等の施設が災害対応の中心施設としての機能を維持していくため、庁舎及び防災拠点施設の新設、更新及び耐震補強工事等に係る経費について、恒久的な財政措置を講じること。
- (2) 大規模災害時に、指定避難所以外へ避難している人たちの状況や支援ニーズを迅速に把握できる防災アプリを、国主導により導入すること。また、他の自治体職員による迅速・円滑な支援や、災害現場から国までの即時の情報共有ができるよう、災害対応業務及び利用する防災システムについて、国主導により全国標準化を進めること。
- (3) 二次被害発生防止のための災害対策基本法に基づいた応急措置に対して財政措置を講じること。

3. 発災後の復旧・復興に向けた財政支援等について

- (1) 被災者生活再建支援金について、支給の対象となる適用要件の緩和や加算支援金の増額など、制度の充実強化を図ること。
- (2) 被災者生活再建支援法による給付金については、既に自治体独自の支援による給付金を受けた被災者から返還させることがないよう、自治体による代理受領を可能とするなど制度の見直しを行うこと。
- (3) 「災害援護資金貸付制度」は、借受人の困窮状態等に応じた減免制度の拡充、償還期限の延長や要件の緩和等、弾力的な制度に改正すること。

また、償還不能となった借受人及び保証人の償還金は、被災自治体のみが肩代わりするのではなく、国も応分の負担を行うこと。

(4) 復旧事業に係る経費は膨大なものとなるため、その地方負担分に対し、さらなる支援の充実を図ること。

また、平成22年に廃止された災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等に対する国庫補助を早急に復活させること。

併せて、実施設計等に要する費用（調査、測量等）や自治体が発注する応急的仮工事等についても、災害復旧事業の国庫補助を適用すること。

(5) 特定地方公共団体の指定基準の算定基礎となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業へ公立社会教育施設災害復旧にかかる費用を追加すること。

また、追加できない場合は、特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する財政措置を講じること。

(6) 流木、ごみ等が漁港等に滞留した場合の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担については、現行の運用では、漁港のうち航路、錨地等の埋そくに限定されているが、埋そくは、物揚場、道路、栈橋等広範囲に及んでいる実情を踏まえ、適用範囲を拡大すること。

(7) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づいて行う川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど、再度災害の防止と施設機能の強化を図る改良復旧事業について、採択基準の緩和や事務手続きの簡素化を図ること。

(8) 被災した社会福祉施設等に係る災害復旧費国庫補助金について、補助対象外とされている設備等についても、早期の復旧を図る観点から国庫補助の対象とすること。

(9) 大規模自然災害の被災地における国民健康保険及び介護保険の保険料の減免や一部負担金の免除等について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、国民健康保険の特別調整交付金の算定基準を介護保険と同様とすること。

(10) 災害復旧事業については、災害が大規模な場合や災害発生が続いた場合、期間内（当該年度及びこれに続く2箇年度以内）の事業完了が非常に困難な場合もあることから、完了までの事業期間を実情に応じて延長すること。

(11) 災害査定の実施時期については、激甚災害指定が見込まれるなどの際は、各自治体の実情に応じて延長すること。

4. 原子力災害対策について

(1) 国の原子力災害対策指針の見直しにより、原子力災害対策重点地区（UPZ）の範囲が30km圏内へ拡大したことに伴い、新たに対象となった自治体における避難道路の整備等防災対策事業に対する財政支援を講じること。

(2) 避難計画の実効性を高めるため、国においては避難対策や防護対策の充実・強化に対する支援や地方や関係機関との連携強化に努めること。

(3) 施設の放射線防護対策や、避難所における資機材等の充実など、自治体が発注する原子力防災対策については、自治体の意向を踏まえ、弾力的な運用を認め、さらなる交付金制度の充実を図ること。

5. その他

(1) 非常備消防団の機動力強化及び災害復旧に対する財政支援策の充実強化を図ること。

また、消防団は地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在とされているが、消防団員の確保は全国的に困難な状況にあり、国においても報酬等の基準を踏まえた地方財政措置の拡充を確実に行うこと。

(2) 住民の安全・安心を確保するため、防災行政無線のデジタル化に係る整備・更新費用に

ついて、国の財政支援を拡充強化すること。

なお、国において検討されている、800MHz 帯デジタル MCA システムの高度 MCA システムへの移行に際しては、現在 800MHz 帯デジタル MCA サービスを利用している防災行政無線が令和 11 年 5 月末に使用できなくなることから、防災行政無線の更新費用に対する所要の財政措置を十分な期間講じること。

- (3) 災害査定事務の簡素化と迅速化のために、農業災害被災調査期間の延長と報告期日延期、補助率増高のための制度の見直し、公共土木災害システムと農業土木災害システム（積算、設計図）の統一化を図ること。

また、災害復旧事業については、共通仮設費等の諸経費率を嵩上げすること。

- (4) 防災避難広場等に係る施設の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。

また、用地取得費、整備費等について、財政措置を講じること。

- (5) 水道施設の耐震化に対する国の財政支援の要件について、地域指定の要件及び資本単価基準の要件を緩和すること。

- (6) 耐震性貯水槽・防火水槽は、初期消火により延焼被害を最小限に抑え、地域住民の安全安心を確保する上で極めて重要な施設であることから、補助基準額を実態に即した額となるよう見直すとともに、必要な整備を確実に実施できるよう消防防災施設整備費補助金の必要額を確保すること。

- (7) 河川や急傾斜地等の危険箇所の早急な整備を図るとともに、市が管理する河川の改修及び管理施設の整備、老朽化対策並びに内水対策等に係る支援制度の拡充など財政措置を充実すること。

また、局地的な大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、水路改修や雨水貯留施設などの整備について財政支援を行うとともに、既設ダムのは治水能力の向上を図ること。

- (8) 集中豪雨等で被災した国・県管理河川の早期復旧に向け十分な予算を確保するとともに、流木対策としての砂防堰堤及び流木捕捉工、河床掘削など新たな洪水調整の整備を行い、重層的な災害対策を早急に行うこと。

- (9) 国管理河川における堤防整備等の河川改修の促進を図るとともに、水門の整備、排水機場の新設、既設排水機場の能力向上及び被害発生時の排水ポンプ車の円滑な配備など、総合的な内水被害対策を講じること。合わせて、施設の操作管理に係る人員確保に対する財政措置を講じること。

- (10) 「水防災意識社会再構築ビジョン」や「流域治水プロジェクト」に基づき、ハード・ソフト対策を確実に推進するため、治水関係事業を強力に推進するための必要額を確保するとともに、沿川自治体が行う対策について必要な助言を行うなど、十分な連携を図ること。

- (11) 太陽光発電施設をはじめとする再生可能エネルギー発電施設の設置について、防災・安全の確保や景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から、必要な法整備を早急に行うこと。

- (12) 災害を誘発する降雨等の発生要因が特定できない山地崩壊については、公共土木施設災害復旧事業の採択要件に該当せず、被災自治体の財政負担が大きくなることから、国においては早急な原因究明を図るとともに、同様の災害復旧について公共土木施設災害復旧事

業の適用対象とすること。

- (13) 民有地における土砂災害対応を迅速に行うため、行政に一定の関与を求める意見があることを踏まえ、国において全国的に統一した考え方や基準、制度作りを行うこと。
- (14) 大規模な災害にも対応できるよう、国土交通省地方整備局の人員及び資機材を拡充すること。
- (15) 土砂流災害を引き起こす可能性がある違反開発行為の早期解決及び発生抑制のため、行政処分権を有する行政機関による対応の迅速化及び連携強化を図ること。
- (16) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、徹底した防災・減災対策を推進するため、これまで以上の予算規模を確保するとともに、5か年加速化対策後も切れ目なく、更なる事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策について、継続的・安定的に事業を執行できるよう、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を早期策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- (17) 各自治体が平時から災害に備えて整備する備蓄品、資機材等の購入に対する財政措置を講じること。
また、災害時の備蓄食糧等については、賞味期限の関係から毎年一定程度の補充が必要で、持続的に運用するための財源確保が課題となっていることから、補助事業の創設などの財政支援措置を講じること。
- (18) 災害救助法の住宅応急修理制度については、被災者へ応急的な対応ができるよう、修理の範囲や対象項目及び手続等、制度内容を見直すこと。
- (19) 災害救助法が適用された場合の救助事務費に係る補助率が低く、自治体の実負担が大きいため、補助率の見直しを行い財政支援の拡充を講じること。
- (20) 急傾斜地の崩壊による災害から地域住民の人命や財産を守るため、急傾斜地崩壊対策に対する人家の戸数などの補助基準を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (21) 住宅の耐震化を促進するため、社会資本整備総合交付金要綱に規定する住宅・建築物安全ストック形成事業の拡充を図ること。
- (22) 自治体が管理する準用河川における内水排水ポンプ等の整備については、社会資本整備総合交付金事業における交付要件を緩和するとともに、十分な財政支援を行うこと。
- (23) 災害時の河川管理施設に係る委託業務の受託者が被る損害に対し、損害保険等の加入が可能となるよう、適切な財政措置等を講じること。
- (24) 内水氾濫を防ぐ農業用排水路の水位調整と排水機能の向上を図るため、導水路水門の遠隔化等の機能向上と排水機場機能との一体化が図れる事業メニューの拡充を行うこと。
- (25) 災害時等における地域住民の生命や財産を守るため、放置された危険樹木の伐採について国が全額負担する制度を新設すること。
- (26) 避難行動要支援者の個別避難計画作成率を高めるため、作成に係る事業に対する補助制度を創設するなど、財政措置を講ずること。

施設整備事業等に対する財政措置について

施設整備事業等については巨額の財政負担を伴うことから、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 学校・福祉施設等の整備等について

- (1) 学校施設耐震化を着実に推進するため、国庫補助率の嵩上げ措置や I_s 値の引き上げによる対象施設の拡大を図ること。
- (2) 地震防災対策特別措置法の補助の特例等の措置について、予算措置の継続・拡充を図ること。
- (3) 耐震化をはじめとした学校施設の整備に係る国の補助金の基準単価を実施単価並に引き上げること。
- (4) 学校に避難場所としての機能を付加する場合の施設整備に係る地方負担額は、起債等を充当できる現行制度を維持すること。
また、災害時における避難所確保の観点から、空調設備やトイレ等の整備・改修をはじめ、すべての学校施設整備について、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
- (5) 学校施設のトイレ改修などの学習環境の改善を自主的・計画的に推進できるよう所要の予算を確保すること。
- (6) 学校施設の大規模改造について、補助率の嵩上げ、補助単価の引き上げ及び事業の採択下限額の引き下げを行うこと。
- (7) 屋内運動場への空調設備の設置及び併せて実施する断熱性確保工事等については、令和7年度までとしている補助率の引き上げ期間を延長するとともに、断熱性確保工事を合わせて実施した場合、補助対象上限を超えることから、上限引き上げと補助基準単価を実勢価格とかい離しないよう見直すほか、断熱性確保工事を行わない整備についても補助対象とすること。
- (8) 令和6年度に終了予定となっている屋外教育環境施設の整備事業について、令和7年度以降も事業を継続すること。
- (9) 長寿命化改良事業の採択要件の緩和及び補助率の嵩上げを行うとともに、令和4年度終了の大規模改造（老朽）事業の代替メニューを新設すること。
- (10) 学校用地の取得費や幼稚園プール施設、老朽化している運動遊具、駐車場等の整備について、所要の財政措置を講じること。
- (11) 防災機能強化事業については、外壁改修に加え、同時期に実施する屋上防水改修も補助対象とし、学校施設を支える法面についても補助対象に含めること。
- (12) 高等学校など学校教育法第1条に規定する全ての学校について、学校施設環境改善交付金の対象とし、基準額算定の基礎となる面積基準については、施設の実情に応じた算定とすること。

また、地方公共団体が計画している事業が年度当初から確実に実施できるよう、当初予

算での交付金総額の確保や早期内示に努め、実勢価格との大きな開きが無いよう、市場の物価高騰による資材単価の上昇に応じた適正な補助単価の設定及び交付金算定割合の嵩上げ等を図るとともに、小規模校でも交付申請ができるよう補助率の拡充や補助対象の下限額の緩和を講じること。

さらに、交付申請時期については、柔軟に対応すること。

- (13) 学校施設環境改善交付金の予防改修事業については、屋根・外壁のみではなく、床・天井などの内部改修に要する経費も補助事業対象とすること。
- (14) 防衛施設周辺防音事業補助については、これまで、防音工事を行った学校等の空調設備維持費について補助の対象となっていたが、平成28年度から、新たに設置した空調設備については補助対象外とされたことから、従前の制度と同様の補助対象となるように見直すこと。
- (15) 学校給食施設の新增築において、高い衛生水準と安心安全で栄養バランスの整った給食を提供するため、学校施設環境改善交付金の対象経費を拡充し、配分基礎額算定については、実勢価格とかい離しない建築単価と基準面積とすること。
- (16) 35人学級対応の教室確保に伴う仮施設整備に対し、補助事業等を創設するなど必要な財政措置を講ずるとともに、公立学校施設整備負担金に係る基準の緩和など、学校施設の整備に対する財政措置の拡充を図ること。
- (17) 公立学校施設整備費負担金については、将来推計児童生徒数を見込んだ増築面積についても補助対象の算定に含めるなど、自治体の実情に応じた柔軟な財政措置を講じること。
また、配分基礎単価を実工事費単価にあった単価となるよう引き上げること。
- (18) エレベーター設置などの障害児等対策に係る施設整備について、国庫補助申請後において緊急的に実施する必要がある場合には、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うとともに、補助単価を実勢価格と乖離しないよう増額を行うこと。
- (19) 保育所の大規模修繕や改築等の就学前教育・保育施設整備交付金事業については、定員増加の有無に依らず国庫補助率を嵩上げすること。
- (20) 社会教育施設及び福祉・保健施設については、災害時の避難所としての活用も想定されることから、耐震化、老朽化に伴う大規模改修及び更新について財政措置を講じること。

2. 道路・橋梁等の整備等について

- (1) 道路・橋梁・公共施設等をはじめとする社会資本の長寿命化が図られるよう、社会資本整備総合交付金の対象となるすべての道路の点検等に係る費用の地方負担分を起債対象とするなど、補助制度及び地方債措置のさらなる充実を図ること。

また、橋梁や道路施設等の公共施設の老朽化に伴う詳細点検・修繕・除却費用についても、既存の交付金等に加え、国庫補助や地方債措置の拡充による財政支援措置を講じること。

さらに、人命への危険、周辺環境への悪影響など、緊急的な対応を要する公共施設の除却事業に対して、財政力に関係なく計画的に実施できるよう、交付税措置を講じること。

- (2) 高速道路と立体交差する道路法上の道路以外の跨道橋の点検・補修等についても、社会資本整備総合交付金の対象とすること。
- (3) 道路・橋梁等の老朽化対策については、インフラのストック効果を継続して発揮するため、増大する維持管理・更新費用についても、普通交付税における単位費用の見直し・拡

充や、新たな交付金の創設等の財政措置を講じること。

- (4) 道路構造物等の定期点検について、国の定める点検要領が自治体の利用しやすいものとなるよう、新技術の活用などによる点検方法のさらなる効率化を図るとともに、定期点検に係る負担について十分な財政措置を講じること。

3. 上下水道施設等の整備等について

- (1) 水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和するとともに、簡易水道事業の統合に対する財政措置の拡充を図ること。

また、水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、財政措置の拡充等を図ること。

特に、生活基盤施設耐震化等交付金について、所要額を確実に確保するとともに、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、制度の充実を図ること。

- (2) 市民生活の維持や下水道の果たす公共的役割に対する国の責務の観点から、下水道施設の老朽化に伴う改修・更新、浸水対策等に対し、十分な財政措置を継続して講じること。

また、下水道の未普及対策事業については、「10年概成（令和8年度）」以降も整備事業の継続及び予算確保を講じること。

4. その他公共施設等の整備等について

- (1) 廃棄物処理施設や火葬場など、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設の新設や解体等に係る費用については、適切な財政措置を講じること。

また、跡地利用計画のない廃止ごみ処理施設等の解体費用についても円滑な解体撤去が促進されるよう、廃焼却施設の解体数を新焼却施設と同数以下などとしている循環型社会形成推進交付金の交付要件を拡充するとともに、各自治体が計画通り円滑に事業を進められるよう、十分な予算を確保すること。

- (2) 市町村合併、少子化及び過疎化等により不要となった公共施設の解体撤去費用に対する財政措置を拡充すること。

- (3) 国庫補助負担金を受けて整備された公共施設について、有償で貸与・譲渡等を行うことで有効な利活用が図られる場合は、補助金返還に代えて相当額を基金に積み立てることができる制度を創設すること。

- (4) 高度無線環境整備推進事業については、複数年度にわたる工事を対象とするなど財政措置を拡充すること。

- (5) 自治体ケーブルテレビ局の安定的な経営を実施するため、民放著作権使用料について免除もしくは特段の措置を講じるよう民放局へ指導すること。

また、著作権使用料に対する財政支援や法令による免除等の措置を講じるよう併せて検討を行うこと。

- (6) 国の進めるスポーツの成長産業化において、スポーツ施設と他産業との融合施設の整備、運営にあたっては、ハード、ソフト両面で財政負担が見込まれることから、財政措置を講じること。

- (7) 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビネットワーク光化による耐災害性強化事業について、財政措置の拡充と実施期間の延長を図ること。

- (8) 公営住宅の長寿命化を計画的に進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業補助金及び公営住宅等関連事業推進事業費補助金について、公営住宅入居者への移転補償に係る財政措置を拡充すること。

第 2 社会文教関係

(5件)

国民健康保険制度及び高齢者医療制度について

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 医療保険制度の抜本的改革について

(1) 国民健康保険制度については、都道府県が財政運営の責任主体となる等の国保制度改革が実施されたが、将来の医療費の増加を見据え、今後も財政支援拡充を着実に実施するとともに、国保制度の安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じ、国保財政基盤の拡充・強化を図ること。

(2) 医療保険制度の抜本的改革に当たっては、制度の詳細について地方を含めた関係機関と十分に協議を行い、理解を得た上で、協議で出された意見を反映した制度の全体像と移行までの詳細な工程を早急に示すこと。

なお、制度設計に当たっては、市町村や被保険者への一方的な負担増を招くことなく、簡素でわかりやすく、安心して加入できる制度の確立を目指すこと。

(3) 医療保険制度の制度改正及び法令改正に際しては、保険者における予算編成、審議手続、システム改修、市民周知などの対応に必要な期間等の実情を十分考慮し、早期の情報提供や法令等の公布に努めるとともに、保険者において負担増が生じないよう配慮すること。

(4) 平成30年度から、市町村に交付されていた国庫負担金等が都道府県に交付されることになったが、市町村が、国庫負担金等に関して、直接国へ意見・要望を申入れできるようになること。

(5) 都道府県が徴収する国保事業費納付金については、市町村の財政運営への影響が大きいことから、納付金額が単年度ごとに大きく変動することがないように平準化を可能とするなど、運営主体が柔軟に対応できるよう国のガイドラインのあり方を検討すること。

2. 医療保険制度の一本化が実現するまでの国民健康保険制度における財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

(1) 介護納付金、後期高齢者支援金等に伴う国保財政の負担増に対し、必要な財源措置を講じること。

(2) 医療費の増嵩に対処するため、適切な医療費適正化対策を推進すること。

また、ジェネリック医薬品の安全性や有効性について、実際に処方にあたる医療機関、調剤薬局等の関係者及び患者に対し、積極的な啓発を行うこと。

(3) 現行の後期高齢者医療制度及び前期高齢者の医療費に係る財政調整制度などについては、国保保険者の負担が制度創設の本旨に沿って軽減されるよう措置を講じること。

特に、前期高齢者財政調整制度について、高齢化率の低い自治体との不均衡が生じないよう配慮すること。

(4) 国民皆保険制度を堅持するため、保険基盤安定制度、財政安定化支援事業等の拡充・強化を早期に実施すること。

(5) 保険者支援制度の運用にあたっては、団体ごとの平均保険料を用いた算定方法から、全

団体が公平となるような算定方法に改めること。

(6) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

(7) こども医療費助成に係る国庫負担減額調整措置の廃止に留まらず、ひとり親家庭医療費助成、障害者医療費助成等、地方単独事業に係る現物給付に対して行われる減額調整措置についても、すべて廃止すること。

(8) 特定健診及び特定保健指導について、保険者が強制力を発揮できる仕組みを整備するとともに、全ての医療機関、健診機関を対象に、特定健診及び特定保健指導の必要性に関する医師や職員等への情報提供を積極的に支援すること。

(9) 国が示す特定健診及び特定保健指導実施率の目標値が高く、実現が困難であることから、実施率の設定を引き下げ、又は地域の実情に応じて評価指数を加味すること。

また、この目標を達成するためには、保健師等人材の確保や電算システム基盤の整備等多額の経費が必要となることから、さらなる財政支援措置を講じること。

(10) 特定健診費用については、3分の1が国保財源となっており、基準単価と契約単価の乖離が生じたときは保険者の負担が大きくなることから、基準単価については契約単価に見合うものに設定するとともに、事務費についてもその範囲を拡大し、健診に要した経費については原則として補助対象とすること。

また、特定健診の検査項目については、地方の取組状況を踏まえて、統一化を図ること。

(11) 生活習慣病等で通院治療中の者も特定健診の対象者となることから、保健と医療の連携による特定健診につなぐシステムの構築や特定健診の受診対象者からの除外など受診率向上の対策を講じること。

また、定期通院者の検査データに特定健診項目を追加し、特定健診データとして活用するなど、受診率向上のための市町村単独事業に対し、財政支援措置を講じること。

(12) 保険者努力支援制度の実施にあたっては、保険者の医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化を図るとともに、特に糖尿病性腎症重症化予防の取組については、専門機関との連携や十分な体制づくりが不可欠であるため、積極的な支援を講じること。

また、赤字削減・解消計画を策定し、取組の成果が達していない市町村において実施する赤字決算補填等目的の法定外一般会計繰入については、マイナス評価の対象としないこと。

(13) 国民健康保険料（税）支払いにおける被保険者の負担感が大きいことから、減額割合等の抜本的見直しなどを含め、低所得者層に対する負担軽減策を拡充するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

また、子育て支援の観点から、子育て世帯の負担軽減を図るため、国の責任と負担において、こどもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の対象年齢を未就学児に限定せず引き上げること。

(14) はり・きゅう・あんま・マッサージ等の施術に係る往療料については、具体的な運用基準を示すとともに、実態を踏まえた上で施術所に対し、その運用について注意喚起を促すこと。

(15) 被保険者間の負担の公平性を確保するため、賦課限度額超過世帯の割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げること。

また、国民健康保険料（税）の賦課限度額について、所得階層に応じた段階的な賦課限

度額の設定など高所得者層に適正な負担を求めるよう、抜本的に制度の見直しを検討すること。

(16) 滞納を防ぎ、財源を確保するため、国民健康保険料（税）の連帯納付義務を世帯主以外の世帯員に課するよう制度改正を行うことについて、徴収を行う市町村に対し、その状況及び意向を調査すること。

(17) 平成27年度より肝炎治療薬が保険適用になるなど、高額なレセプトが新たに発生しているが、医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が今後も見込まれるため、地方負担や保険料（税）負担の増加を招くことが無いよう、特別な財政支援措置を講じること。

3. 高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度については、住民や市町村の意見を十分に尊重した上で、被保険者の負担に配慮しながら、将来的に持続可能で安定した医療保険制度とすること。

また、制度の見直しに伴い、市町村の財政負担が生じる場合には、十分な財政措置を講じるとともに、具体的な内容、時期等の情報を早期に提供し、準備期間、周知期間を十分に設けること。

(2) 被用者保険との財政調整については、加入者数のみによることなく、所得格差を十分勘案し、高齢者の医療給付費に応じた財政調整制度とすること。

(3) 制度見直しに伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確保するとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間を設けること。

(4) 現行制度の実施及び制度見直し等に伴う事務経費や被保険者数の増加による市町村の財政負担増に対し、十分な措置を講じること。

(5) 離島その他の医療の確保が困難である地域や低所得者の多い地域に対して、国保の財政安定化支援事業と同様の財政措置を講じること。

(6) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第1号の規定により特別徴収の対象とならない被保険者の中には、特別徴収を希望する方も多いため、普通徴収（口座振替）の拡大申請と同様、特別徴収についても希望に応じた柔軟な対応を講じること。

また、複数年金を受給している被保険者から特別徴収する場合の優先順位は、年金保険者による優先ではなく、受給年金額による優先とすること。

地域医療保健の充実強化について

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 地域医療保健の充実・支援等について

- (1) 地域における医師不足は解消されておらず、都市部と地方の医療資源格差はますます拡大傾向にあり、救急医療などの医療体制に支障が生じている。

特に離島や過疎地域においては、高齢化した住民の医療体制への不安と必要な医療を受けるための経済的負担が大きくなっていることから、安心して安定的な医療サービスを提供するため、医師や看護師等のへき地等勤務の促進や、実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、県が策定した「医師確保計画」の実効性を確保し、県が主体的に各種医師確保対策に取り組むうえで必要な支援を行うこと。

あわせて、「医師確保計画」で掲げている目標医師数は最低水準の数値であることから、目標医師数以上に医師数が確保されるための支援を講じること。

とりわけ、医師が不足している産科医療をはじめ、外科、小児科、麻酔科等を専門とする勤務医の養成や確保ができるような施策の充実を図ること。

また、地方の医師不足・偏在を解消するため、医学部入学定員における地域枠の設定・増員や奨学金制度の構築を図るとともに、研修終了後の一定期間、医師に対して地域医療への従事を義務付けるなどの対策を講じること。

さらに、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないよう検証を行うとともに必要な措置を講じること。

- (2) 小児科、産婦人科の医師不足により、周産期医療体制を確保できない危機的な状況下であり、安心して妊娠、出産ができない環境にあることから、地域の実情に即した周産期医療体制の確立に早期に取り組むこと。
- (3) 医師の時間外労働の上限規制が開始されることによって、大学病院等から医師の派遣を受けている病院や夜間休日診療所等において医師の確保ができず、地域医療が崩壊することのないよう、国は必要な措置を講じること。
- (4) 看護師の需給を見直し、その確保対策を講じるとともに、助産師等医療従事者の必要人員の確保及び養成などの対策を講じること。
- (5) 「このとりのゆりかご」等において、全国からの相談や預け入れが昼夜を問わず行われていることを踏まえ、予期せぬ妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の相談窓口を国において整備し、その周知を図ること。

また、国において、内密出産に係る手続きを適正に実施するための妊娠葛藤相談所（仮称）及びこどもの出自を知る権利を保障するための公的な身元情報管理機関の設置等に向け、内密出産制度の法整備を含めた検討を急ぐこと。

さらに、予期せぬ妊娠等を防ぐために必要な対策を国において進めること。

- (6) 不育症治療に伴う検査費用及び治療費については、医療保険の適用を拡大するとともに

経済的負担軽減のための支援の充実を図ること。

- (7) がん検診受診率の向上策については、今後も継続実施するとともに、市町村に財政負担を課することなく全額国庫負担とすること。

また、乳がん検診、子宮頸がん検診における無料クーポン券の助成は、過去の受診者も含めて行うこと。

さらに、胃がん検診及び肺がん検診についても同様の措置を講じること。

2. 自治体病院の支援対策について

- (1) 自治体病院等の再編統合等に係る議論については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、全国一律の基準により分析したデータのみによることなく、地域の実情を踏まえたものとなるよう地方と十分に協議すること。

また、地域医療構想に係る取組の推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組に対する必要な支援を行うこと。

- (2) 新公立病院改革ガイドラインの推進にあたっては、自治体病院を維持する視点に立ち、単に採算面や病床数の削減を重視することなく、真に地域医療の確保に資する対策を行うこと。

また、有床診療所化しても運営が成り立っていくよう診療報酬改定や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保すること。

- (3) 病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、中でも、総合周産期母子医療センターは、24時間体制で高度な周産期医療を提供するほか、地域の周産期医療機関との連携及び周産期医療を担う医師の人材育成などの重要な役割を担っているため、それらの医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

- (4) 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金について所要額を確保すること。

3. 感染症対策について

- (1) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法や国の行動計画、ガイドラインの中で、国と地方自治体の役割分担、関係機関による連携の仕組み等が示されているが、その実効性を確保できるよう関係法令の整備等を行うとともに、財政負担の明確化を図り、今後必要となる備蓄品の定期的な更新に係る財政支援等を含め、国の責任において万全の措置を講じること。

また、新型インフルエンザの診療に従事する医師等に対し、安心して医療に従事できるよう更なる体制の整備を行うとともに、国民や市町村に対する情報提供を正確かつ迅速に行うべく、的確な広報・啓発等を実施すること。

- (2) 新型インフルエンザ等の感染拡大防止のためには、水際対策が非常に重要であることから、入国者に対する実効性のある検疫体制を確保すること。また、感染拡大時にその時々々の政治判断や経済の状況等によらず、入国制限を迅速に措置できるよう、国において、あらかじめ一律の基準やルールを策定すること。

- (3) おたふくかぜ予防接種については、早急に定期接種に位置づけるとともに、現在、一部の者が定期接種の対象となっているインフルエンザ（季節性）についても、義務教育終了までのこどもも対象とするなど、対象範囲を拡大すること。

また、必要とする全ての国民に等しく接種機会を与えるため、全ての定期接種について全額国庫負担とすること。

特に、おたふくかぜは罹患すると副睾丸炎による精子障害や難聴などを発症するとされているため、罹患した場合の症状の緩和と保護者の経済的負担及び医療費の縮減のためにも早期に予防接種法の対象とすること。

- (4) 予防接種を受けることもや保護者の通院等に係る負担を軽減するため、多種の混合ワクチンの開発や導入に努めること。
 - (5) 肝炎ウイルス検診（40歳以上で5歳刻みの個別勧奨補助）を今後も継続するとともに、全額国庫負担とすること。
 - (6) 近年の定期予防接種の対象疾病（ロタウイルスワクチン等）の拡充により、市の財政負担がさらに重くなっていることから、予防接種法に基づく全ての定期予防接種に要する経費について地方交付税措置を国庫補助制度に改め、A類疾病の補助率は9割、B類疾病は3割より引き上げること。
 - (7) 予防接種事業が果たす役割は、医療費の削減効果につながるものであり、さらなる効果を高めていくためにも、十分な財政措置を講じること。
 - (8) 予防接種事業の健全かつ円滑な運営を図るため、子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応について、原因究明を急ぐとともに、被害者に対する国の支援体制を確立すること。
 - (9) 帯状疱疹ワクチンについては、定期接種に位置付ける方針が決定されたところであるが、早期実施に向け議論を加速化するとともに、定期接種化までの間、自治体が行う帯状疱疹ワクチンの接種費用助成に対し財政支援を行うこと。
 - (10) 予防接種法に基づく定期接種に係る通知については、自治体の事務手続きを十分考慮し、必要な準備期間を確保できるよう発出するとともに、市民の利便性向上のため、予防接種事務におけるデジタル化の着実な推進を図ること。
4. 青少年の違法ドラッグ等薬物乱用に対する規制強化について
- (1) 関係法令の強化など、合法ハーブ等と称して販売されている薬物（いわゆる危険ドラッグ）等に対する実効性のある対策を早急に講じること。
 - (2) 危険ドラッグ等が青少年の手に簡単に入らないよう、暴力団による密売等違法な販売に対する監視指導を強化すること。
 - (3) 上記（1）、（2）に必要な警察組織の強化を図るとともに、違法ドラッグ等の危険性・有害性について国民への啓発を強化すること。

福祉施策の充実強化について

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 児童福祉の充実・支援等について

(1) 地方自治体が独自に実施する現行のこども医療助成制度では、自治体格差を生じることとなっており、18歳までのこども医療費については、国において全国一律となる新たな医療費助成（無料化）制度を創設すること。

また、小児慢性特定疾病に該当しない、慢性的な疾病により長期治療を要する際、低所得世帯の18歳までの医療費に対する負担軽減措置を創設すること。

(2) ひとり親家庭に対する医療費助成（無料化）制度を創設すること。

(3) 児童手当に係る所得制限は、主たる生計者のみの所得で判定することから、世帯間で不公平感が生じる場合があるため、所得制限を見直すこと。

(4) 児童扶養手当については、公的年金との併給調整は手続きを簡素化すること。

(5) ひとり親への就労支援として、雇用機会の拡充、雇用形態と賃金水準の改善、就労継続しやすい雇用環境の確保やひとり親の採用目標値の設定など雇用主の理解と協力を得られる支援策を打ち出すこと。

(6) 保育所運営費や保育所関連補助金について、多様な保育サービスの提供や適正な運営を確保するための財政措置を継続し、さらなる充実を図ること。

また、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業を継続すること。

(7) 待機児童解消のための定員増や耐震化に伴う保育所施設設備整備費について、財政措置の充実強化を図ること。

(8) 児童福祉施設最低基準における保育所職員配置基準について、保育の質をより良好なものとするため、保育所の職員配置基準の改善及び改善に必要な財源措置を講じること。

また、待機児童解消に必要な保育士の需要や処遇の状況について全国的に実態調査を行い、適切な対策を講じること。

(9) 体調不良、食物アレルギー、障害のあるこどもなど、一人ひとりのこどもの心身の状態に応じた給食対応ができるよう、こどものための教育・保育給付費国庫負担金の調理員の数に係る保育単価について、保育所の実態を踏まえた見直しを行うこと。

(10) 入所児童の保育環境の向上を図り、施設の安定的運営を実現するため、地域の実情に即した財政支援を行うこと。

(11) 私立認可保育所における人件費の適正水準及び指導要領を提示すること。

(12) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室について

ア 放課後児童クラブについては、育成支援の質が確保できるよう施設整備費については、実績額に応じた算定基準額に増額し、既存施設の維持管理費及び運営に係る補助費等については、近年の物価や燃料費等の高騰、最低賃金等の増額等を十分に考慮し、運営に必要な額を予算措置すること。

また、支援員を確保するため、受講科目の免除や経験年数の短縮化などによる支援員の

資格取得の簡素化や、スキルアップにつながる内容への研修の見直しを実施するとともに、その処遇を改善するための助成を拡大すること。

併せて、障害児の受入れについては、国の方針として「障害のあるこどものインクルージョンの推進」が示されていることから、支援員確保のための補助基準額等の引き上げなど財政措置の充実強化を図ること。

イ 少子化対策の充実を図る観点から、小規模な放課後児童クラブの安定的な運営を確保するため支援の拡充を図り、運営委託料基準額の引き上げを行う等運営費補助の充実を図ること。

ウ 放課後児童クラブの新設要望に速やかに対応できるよう、子ども・子育て支援整備交付金における放課後児童クラブの整備枠を更に拡大すること。

エ 多子世帯等への利用料減免制度を創設し、財政措置を行うこと。

また、父母がいない児童、母子・父子家庭児童及び低所得者世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。

オ 借家で運営している放課後児童クラブへの賃借料の助成について、子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前から運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

カ 放課後児童健全育成事業の内容や各種要件を示す「放課後児童健全育成事業実施要綱」について、基準を明確でわかりやすいものに見直すこと。

(13) 幼児期の早い段階における発達障害の早期発見及び早期支援への取組に対する十分な財政措置を講じること。

また、早期療育を実施するため、国においては、発症の要因についてさらなる究明に努めるとともに、発達障害児に対する支援について、早期発見及び早期支援の取組につなげるための診療体制の充実や国家資格の専門職の創設、障害児入所・通所支援等に対する継続的な財源の確保を図り、障害児福祉サービスの利用者負担上限月額については、所得状況に応じた金額設定を行うなど、利用者負担の適正化を図ること。

(14) 発達支援保育の保育士配置に係る財政支援制度を地方交付税措置から教育・保育給付費に変更すること。

(15) 児童虐待対応体制の強化について

ア 改正児童福祉法に基づくこども家庭センターの運営に要する費用については、直営で行う場合の常勤職員の給料も含めて、補助金による十分な財源の保障を行うこと。

イ 児童家庭相談援助業務に携わる児童福祉司の任用資格要件について、社会福祉士などソーシャルワークに関する専門職に限定すること。

ウ 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司の増員、並びに児童福祉司としての社会福祉士の配置促進に係る所要の財政措置を講じること。

エ 一時保護所の環境改善を引き続き推進すること。

オ 児童虐待やDVにより社会的養護を必要とする児童（「要保護児童」及び「要支援児童」）を受け入れた保育施設の負担を軽減するため、担任保育士を支援する非常勤職員等の人員配置に係る運営費加算を行うこと。

(16) 乳幼児の健康・安全に配慮し、感染症予防対策強化を図るため、保育所の看護師の配置促進を可能とするよう公定価格の見直しに加え、必要な財政措置を行うこと。

(17) 子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の円滑な実施について

- ア 制度の改正など所要の措置を講じる場合には、国と地方の協議に基づいて実施するとともに、量的拡充と質の向上に必要な財源を確実に確保し、地方の負担を増加させることがないように、国が責任を持って財政措置を講じること。
- イ 今後、子ども・子育て支援制度の改正を議論するに当たっては、教育・保育の区別のない総合的な認定とする等、保護者、施設、自治体それぞれにとってわかりやすい制度設計とすること。
- また、現行の制度においては、特に「教育・保育認定」及び「幼児教育・保育の無償化等」について、保護者が行う手続きや施設が行う事務、自治体が担う国庫負担金、補助金の算定実務が非常に煩雑であり、負担が過大となっていることから、制度の簡素化を図る等是正すること。
- ウ 保育士確保のため、公定価格における人件費の単価や職員の配置基準を抜本的に見直し、保育士等の大幅な処遇改善を図るとともに、処遇改善に必要な財源を十分に確保すること。また、年度途中の待機児童に対応するための年度当初からの保育士雇用を含む財政支援や保育士育成等、実効性ある対策を講じること。併せて、新たな保育人材の育成や潜在保育士の就労促進について対策を講じること。
- エ 公定価格の地域区分については、必ずしも実情に即したものとは言えないことから、地域の実情を踏まえた制度の見直しを行うとともに、保育士給与の格差を是正するために必要な財政措置を講じること。
- オ 施設型給付等に係る利用者負担の設定にあたっては、多くの市町村が独自に軽減等を講じている状況を踏まえ、公費負担（無償化）を念頭に置いた財政措置を図ること。特に、多子世帯の負担軽減策として、同時入所要件の完全廃止や第2子以降の保育料無償化等、軽減措置対象者の更なる拡大を図ること。ひいては、国の制度として保育料の完全無償化を実施し、実施に係る財源を確保すること。
- カ 教育・保育施設に係る公定価格について、近年の物価高騰分を適正かつ速やかに反映させること。
- キ 幼児教育・保育の無償化後も保護者負担とされている給食費については、保護者負担軽減のため、公費負担（無償化）を念頭に置いた財政措置を図ること。
- ク 多子世帯の副食費軽減について、第1号認定こどもと第2号認定こどもの算定基準を廃止し、第3子以降の全てのこどもを対象とすること。
- ケ 特別な配慮を要するこどもに対する支援については、十分な財政措置を講じ、地方自治体や施設の負担を軽減するとともに、専門的な知識や経験を有する者の配置基準を明確化するなど、支援体制の充実を図ること。
- コ 教育認定こどもに係る公定価格（地方単独費用部分）について、国が保育認定こどもに係る公定価格と同等の財政支援を行い、市町村の財政負担の軽減を図ること。
- サ 私立幼稚園が新制度へ移行することは任意となっており、移行率が全国的に低い状況であることを踏まえ、今後、新制度へ移行する私立幼稚園についても、みなし確認に準じて手続を簡素化すること。
- シ 保育認定について、保育の必要量の認定を不要とすること。
- また、受け入れ態勢確保のための事業所の体制整備について、事業所に対する補助等の財政措置を講じること。
- ス 小規模保育事業所での休日保育について、保育の対象年齢を特定教育・保育施設と同年

齢まで引き上げるとともに、休日保育加算の対象とすること。

また、市が保育士を雇用し、自治体の保健福祉施設などを活用して休日保育を実施する場合や、業務委託する場合においても補助の対象とすること。

セ 子育て環境の充実を速やかに実施するため、認定こども園の施設整備に係る財政支援については、責任を持って必要な財政措置を講じること。

ソ 幼児教育・保育の無償化の適用年齢は認定区分によらず一律学年齢を適用する等、取り扱いを統一し、利用者負担額の減額を考える際の多子区分についても、認定区分によらず統一したものとすること。

タ 教育・保育施設を利用せず、在宅で子育てを行っている保護者に対し、経済的支援を行うこと。

チ 幼児教育・保育無償化の拡充について、子育て世代の負担軽減及び地方財政の負担軽減を図るため、特段の措置を講じること。

また、幼稚園等の施設が十分でない地域においては、認可外保育施設に入所している1号認定対象児童についても無償化の対象とすること。

ツ 公私連携幼保連携型認定こども園は、増大する保育需要等に対応するため、市町村が運営に関与しつつ民間法人が設置・運営するものであり、他の認可された認定こども園と同様の教育・保育の提供を行っていることから、今後の教育・保育の質の確保と法人による適正な運営のため、関連する社会福祉施設職員等退職手当共済法の改正を行うこと。

テ 年度途中から入所する児童のために雇用した保育士に要する費用について、施設型給付費の加算等とすることで保育所等の経営上の負担軽減措置を講じること。

ト 認可外保育施設の保育の質の担保と保育士の処遇向上を図るため、新たな財政措置や、認可保育施設への支援制度を認可外保育施設へ適用拡充するなどの対策を講じること。

ナ 待機児童解消のため、保育所等の整備費に対する財政措置を拡充するとともに、定員増を行った施設・事業所に対する公定価格の増額措置を行うこと。

ニ 「保育を必要としない2歳児」の幼稚園での受入れ制度を国において創設し、財政支援を行うこと。

ヌ こども誰でも通園制度（仮称）の実施にあたり、市民ニーズに対応できるよう、利用時間について一律に上限を設けず実施するなど、各都市の実情や受入体制に応じて対応できる仕組みとするとともに、十分な財政措置を講じること。また、本格実施に向けて、地方自治体と十分に協議を重ねるとともに、保育士等の処遇改善などの人材確保策を講じ、利用者や事業者が混乱しないよう、一時預かり事業との相違点や関係性を明らかにすること。

ネ 保育所等における使用済みおむつの処分については、保護者の負担軽減等を目的に施設での処分を推奨しているが、その処分費用は公定価格に含めること。

(18) 医療的ケア児に対する支援について

ア 医療的ケア児に対して適切な支援を行うために必要な経費については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費及び地域型保育給付費の枠組みにより財政措置を行うこと。

イ 看護師等の加配に要する費用及び研修受講等に要する費用などについても国庫補助の対象とすること。

また、保育業務を兼務しない、看護業務専任の看護師を配置するための運営費の加算措置を講じること。

(19) 国はこどもの貧困対策の推進に対し、貧困削減の数値目標及び削減計画を策定するとと

もに、具体的な施策に取り組む市町村に対し、必要な財政措置を講じること。

また、地域の実態に応じた取組を中長期にわたって推進しやすい制度とすること。

さらに、子どもの貧困の実態は見えにくく、明らかになっているとは言い難いことから、全国的かつ継続的な実態調査を実施し、結果に基づく取組に対する財政支援を行うこと。

併せて、児童扶養手当の支給増額や子育て世代の生活保護基準額の引き上げと、これに伴う地方負担の軽減のため、国庫負担率を引き上げること。

- (20) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、こども食堂の開設や運営が安定的かつ効率的に行えるよう、国の責任において財政面も含めた包括的かつ柔軟な支援制度を創設すること。
- (21) 若年妊産婦が社会的自立を果たすため、就労支援や学習支援等の必要な支援策を講じること。
- (22) だれもが安心して妊娠し出産できる環境づくりを国が責任をもって行うこととし、妊産婦への医療費の助成について、国の制度として創設すること。
- (23) 法定受託事務である児童手当や児童扶養手当等の支給に係る振込手数料に対し、財源措置を講じること。

2. 障害者福祉の充実・支援等について

- (1) 障害者の地域での社会参加を保障するため、雇用の場の確保、生活安定のための社会保障の拡充、医療費自己負担の軽減等に取り組むこと。
- (2) 障害児保育の充実と障害児の福祉向上のため、市町村によって障害児保育への支援に格差が生じないように、障害児保育の適正な推進と保育士の増員に対し、財政支援を行うこと。
また、障害児保育の対象を拡大、施設整備基準を充実し、新たな財政支援を実施する等、制度の拡充を行うこと。
- (3) 地域生活支援事業については、安定的な実施と適正な財源を確保するため、自立支援給付に組み入れ、負担金事業とすること。また、市町村それぞれの実情に応じた必要な取組が実施できるよう財政支援を強化すること。
- (4) 訪問看護や医療型短期入所のニーズに対応するため、自立支援給付への追加や施設整備費に対する財源措置を拡充するなど、事業所の拡大に努めること。特に、医療機関の医療型短期入所への参入を促進するため、医療型短期入所サービス費の大幅な増額改定を図ること。
- (5) 医療行為が必要な障害者への支援として看護師の配置を促進するため、重度訪問介護の報酬に看護加算を創設すること。
- (6) 重度障害者に対する医療費助成（無料化）制度を創設すること。
- (7) 人工内耳について、現在装着時に適用される健康保険を更新時においても適用できるよう拡大する、もしくは、補聴器と同様に補装具として位置づける、人工内耳に係る費用の高止まりについて緩和する対策を講じるなど、体外装置買替時の高額な自己負担の軽減を図ること。
- (8) 障害福祉サービス事業所の安定的な運営のため、これまでの過疎地等への特別地域加算とは別に、新たに都市圏や過疎地の事業規模に応じた区分を設定するとともに、報酬や加算等の基準の更なる見直しを行うこと。

また、安定的で質の良いサービスを持続的に提供するため、障害福祉サービスにおける人材確保・育成を図る取組を一層強化するとともに、公的な事務手続きの簡略化など、職

員がサービスに専念できる環境づくりを推進し、現場の負担軽減を図ること。

- (9) 障害福祉サービス等の利用計画作成に係る相談支援事業について、相談支援事業所の新規参入を促すとともに、安定的な運営が確保されるよう、引き続き必要な対策を講じること。

また、事業所の職員の専門性、質の確保を図ること。

- (10) 障害者相談支援事業について、事業の性質に鑑み、社会福祉事業に位置付けるとともに、非課税とするよう、関係法令の見直しを行うこと。
- (11) 人材確保のため、相談支援専門員の報酬体系を、より安定的な体系となっている居宅介護支援における介護支援専門員の仕組みに変更するなど、報酬体系を見直すこと。
- (12) 障害者の権利に関する条約や障害者基本法の趣旨を踏まえ、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、誰もが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使うことができ、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。
- (13) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、事業費が増加傾向にある中、実績に見合う財政措置（負担割合）が実施されておらず、地方自治体は過剰な財政負担を強いられている。障害者等が住み慣れた地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう安定した事業継続のため、国は実績額の2分の1を交付するための十分な予算を確保すること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びストマ装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

- (14) 報酬単価については、事業所の安定的な運営が確保されるよう、引き続き重度訪問介護と居宅介護の報酬単価の格差を是正すること。
- (15) 今後の障害者総合支援法の制度改正等については、地方自治体へ具体的な情報を速やかに提供し、十分な周知及び対応期間を設けること。
- (16) 重度心身障害者（児）に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動範囲の拡大をもって心身障害者（児）の福祉向上を図るため、福祉タクシー料金の一部公費負担について必要な支援措置を講じること。
- (17) 障害福祉サービス事業者等の不正防止のため、国が中心となって必要な情報を収集・提供し、不正を未然に防ぐ対策や不正が起こった場合の事態の早期解決策など、より有効かつ適正に機能するための制度を構築すること。
- (18) 地域活動支援センター機能強化事業の国庫補助加算標準額について、最近の物価の変動等に鑑み、適正な額の設定を行うこと。

3. 生活保護制度の抜本的改革について

- (1) 生活保護制度改正に係る具体的な制度運用及び生活困窮者自立支援制度における各支援事業の運用にあたっては、持続可能な制度となるよう、国と地方の協議を継続しながら、地方の意見を十分に踏まえるとともに、必要な財源を措置すること。
- (2) 生活保護法第29条に規定する調査に係る手数料については、全額国庫負担とすること。
- 併せて、最低限度の生活を保障した上、過大な事務負担を生じない形での医療費の一部自己負担の導入、年金制度等社会保障制度全般のあり方を含めた抜本的な見直しについて、

引き続き検討すること。

- (3) 生活保護法第75条を早急に改正し、生活保護費を全額国庫負担とすること。なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講じること。
- (4) 生活保護受給者の急増にケースワーカーの増員が追いつかず、個々のケースワーカーによる支援も限界に近づきつつある状況であることから、扶養義務調査の強化など福祉事務所の事務負担を過度に増やす制度変更を行わないこと。
- (5) 単身の生活保護受給者が死亡した場合の借家における家財処分費を生活保護費の支給対象に加えること。
- (6) 従前のセーフティネット支援対策等事業について、平成27年度施行の生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法に基づく予算体系の見直しで国庫補助率が引き下げられたが、生活保護の事務を適正に実施するため各事業の実施は欠かせないものであり、地方自治体の財政運営は厳しい状況であることを踏まえ、従前の国庫補助率とすること。
また、生活困窮者自立支援制度における国庫補助率及び国庫負担率について、適正な予算措置を講じること。
- (7) 生活困窮者自立支援法第4条第1項に則り、市の行う生活困窮者自立支援に係る必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の支援を行うこと。
また、任意事業の国庫補助率（2/3又は1/2以内）を、必須事業と同水準（3/4）に引き上げること。
- (8) 生活保護受給者が保護の実施機関の管轄外のサービス付高齢者施設等へ転出した場合は、保護の実施責任はその施設等の所在地を所管する実施機関が負うこととなるため、介護保険の住所地特例と同様に従前の実施機関が保護の実施責任を負うよう制度改正すること。
- (9) 近年の夏季の異常高温への対策として、保護受給者が冷房器具の購入・更新に要する経費について、生活保護の支給対象となるよう制度改正すること。
また、冷房器具の効果的な利用を図るため、使用電気料金相当分を扶助する「夏季加算」を創設すること。
- (10) 経済状況や物価の高騰等を踏まえ、生活保護受給世帯に対しては生活実態に合わせより柔軟に見直す等、国の責任において憲法で定める最低限度の生活を保障すること。
- (11) 生活保護申請時等の訪問について、具体的なデジタル技術の活用事例を示すとともに、こうしたデジタル技術を活用した実地調査は、施設管理者等の理解と協力が不可欠であることから、これらの取組を医療機関や高齢者福祉施設等に周知すること。また、訪問計画に基づく訪問や臨時訪問について、デジタル技術の活用可否を示すこと。
- (12) 保護の実施機関の一連業務のうち、標準準拠システムへの移行によって負担軽減が見込まれる業務や、標準準拠システムへの移行に際して、保護の実施機関において取り組むべき業務改革等の手順を具体的に示すこと。また、マイナンバー情報連携による情報照会について、生活保護業務におけるマイナンバー情報照会活用促進に係る研修を実施するなど、実務者支援を行うこと。

4. 社会福祉の充実・支援等について

- (1) 日常生活自立支援事業については、増加する利用者に対応する専門員及び生活支援員の拡充に必要な財源措置を講じるとともに、より身近な地域で支援が受けられるよう、補助対象である実施主体を市町村又は市町村社協まで拡大すること。

- (2) ドナーが骨髄を提供しやすい社会環境を整備するため、骨髄ドナーの休業に対する支援制度を創設すること。
 - (3) 成年後見制度の利用を促進し、共生社会を実現するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見等実施機関に対し、財政支援すること。
 - (4) 今後さらに高齢化が進み、身寄りのない高齢者や親亡き後の障がい者等の増加が見込まれる中で、後見人等のなり手不足や受任拒否等の諸問題に対応するため、後見人報酬の改善や算定基準・根拠の明確化を行うこと。
 - (5) 高齢者を含む潜在的軽度・中等度難聴者について、年齢による制限のない補聴器購入に対する助成制度を創設すること。
 - (6) 離婚後の養育費の受け取りが母子世帯で4分の1程度に留まる現状は、こどもの貧困の原因となっており、国においては、養育費の支払いは親の法的義務であることを踏まえ、根本的な課題解消に向けた対策を検討すること。
 - (7) インターネット上で部落差別につながる人権侵害行為を防止するため、実効性のある法律を整備すること。
 - (8) 生計困難者が無料または低額な料金で調剤を受けられるよう、院外処方を行う薬局についても第二種社会福祉事業の対象とすること。
5. 民生委員・児童委員の待遇等の改善について
- (1) 待遇を改善するため、抜本的な制度の見直しを行い、活動費等については物価高騰を踏まえた上で現状に見合った額とし、必要な財源は国の責任において措置すること。
 - (2) 現在12月に定められている一斉改選の時期については見直しを図ること、もしくは一律に定めるのではなく、地域の実情に応じて定めることができるよう、早急に法律を改正すること。
 - (3) 要員確保を円滑にするため、年齢要件を緩和、あるいは撤廃すること。
 - (4) 事務を簡素化するため、再任時における推薦調書を省略できるようにすること。
 - (5) 民生委員の果たす役割や活動内容等について積極的な啓発活動を行うこと。
また、企業等に対して、労働者の委員就任など、積極的に協力できる職場の環境づくりに配慮するよう働きかけること。
 - (6) 首都圏近郊で行われている研修会については、地方においても開催すること。また、その参加費用等については、国が負担すること。
 - (7) 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりのため、国において活動の基準を定めること。また、個人情報扱う際の取扱基準等を定めること。
6. 保護司会について
- 主に国からの活動分担費によって運営されている保護司会の活動は、今後、地域社会の連帯感、教育力、犯罪抑止力の低下が予想されるなか、より一層の充実、強化が望まれることから、活動分担費を早急に増額すること。
7. 難病対策について
- (1) 平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病患者の療養生活の質の維持向上が図られているところであるが、引き続き、難病対策の推進を図る上で、原因究明と治療方法の早期確立が強く望まれており、研究体制の一層の充実を図ること。
また、患者の厳しい療養実態など、患者・家族の実情を踏まえた長期療養施設や在宅ケ

アの充実等を図るとともに、保健・医療・福祉・雇用にわたる総合的な難病対策を実施すること。

(2) 大都市特例によって指定都市が支弁することになった特定医療費の支給に関する費用について、特定医療費に加え、人件費などの事務費についても国庫負担の対象とすること。

また、療養生活環境整備事業及び難病特別対策推進事業の実施に係る費用については必要額を実態とかい離がないよう積算し、補助率の嵩上げ等必要な措置を講じること。

8. その他

(1) 家庭児童相談員及び女性相談支援員設置に係る経費はすべて補助対象とすること。

(2) DV等被害者に係る情報を適切に管理するため、当該被害者が固定資産を所有している場合の実務面での具体的な対応を想定した所要の規定を整備すること。

介護保険制度について

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要望する。

記

1. 介護保険運営のための財政措置等について

- (1) 介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、市町村の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって第1号被保険者の負担及び市町村の負担が過重とならないよう、国庫負担割合の引上げ等適切な財政措置を講じること。
- (2) 国の制度変更による財政への影響については、国の責任において負担すること。
- (3) 介護給付費負担金については、各保険者に対する給付費25%の国の負担割合を増やし、調整交付金については別枠とするとともに、早期に交付割合や交付金額を決定し、低所得者の多い自治体にとって保険料算定及び財政運営に支障を及ぼさないよう、調整交付金の支給率や調整幅の拡充を行うなどの支援措置を講じること。
- (4) 第1号被保険者の負担を軽減するため、公費50%、保険料50%の負担割合の見直しも含め、国、県及び市町村の財源負担割合や財政調整交付金のあり方を見直すとともに、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定のあり方を含め、公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (5) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、早期に財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
また、利用者負担軽減に伴う費用負担については、保険料に転嫁あるいは市町村に負担とならないよう、将来にわたり国において全額補てんの措置を講じること。
- (6) 地域的な特性で介護給付費及び保険料が全国平均を大きく上回っている財政基盤の脆弱な市町村（保険者）に対して、何らかの措置を検討すること。
- (7) 持続的・安定的な介護保険制度を運営するため、営利法人等の同一法人が経営する高齢者向け有料老人ホームなどに対しては、介護サービス報酬の減算を強化することや、開設に対する何らかの規制ができるようにするなど、地域のニーズに応じた対策を講じること。
- (8) 要介護認定事務に係る経費については、市町村の負担の軽減に配慮するとともに、介護保険制度の持続的かつ安定的な運営のため、国・県においても財政措置を講じること。
また、主治医意見書の記載に係る対価は、在宅・施設別、新規・継続別に設定されているが、複雑な確認事務が必要となるため、事務の合理化が図られるよう対価区分の見直しを行うこと。
さらに、要介護認定が申請日から30日以内に行えるよう、主治医意見書が迅速に作成されるための必要な対策を講じること。

2. 地域支援事業等への財政措置等について

- (1) 「地域包括支援センター」については、その機能を十分に果たすことができるよう、従事職員への研修実施など必要な対策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。
- (2) 市町村が取り組む介護予防事業等に対し、市町村の実情を踏まえ、十分な財政措置を講

じること。

(3) 地域支援事業交付金については、市町村の予算執行上での制限を緩和するなど、地域の実情に応じた事業展開ができるよう見直しを行うこと。

3. 介護報酬等の見直しについて

(1) 介護報酬の改定にあたっては、サービスの質の確保に支障をきたすような過度な額の引き下げを行わないこと。

(2) 管理事務の合理化を図るため、報酬の体系を簡素化すること。

(3) 介護予防支援業務を委託する際に支障を来さないよう、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに係る介護報酬の引き上げ等、必要な措置を講じること。

(4) 地域における継続的な介護サービスの提供を確保するため、特別地域加算、中山間地域等小規模事業所加算、中山間地域等居住者サービス提供加算の対象地域に該当しない場合でも、介護報酬に移動距離に応じた新たな加算を設定すること。

(5) 介護老人保健施設や介護医療院における多床室の室料利用者負担について、利用者負担段階第4段階の方が施設の利用を諦める事態が発生しないよう、軽減措置を拡充すること。

(6) 訪問介護サービスは、在宅サービスの根幹をなす重要なサービスであることから、安定的な運営のため、地域の実情に応じた訪問介護の基本報酬の引き上げを行うこと。また、その際は、保険料や利用者負担に影響を及ぼすことのないよう、国による財政措置を確実に講じること。

4. 保険料の徴収について

(1) 第1号保険料の未納者に対する個別の制度説明等保険料徴収に対する理解を求めていく事業について、必要な財政措置を講じること。

(2) 担保として差し押さえられた被保険者の年金について、担保解除後、保険料の徴収が普通徴収から特別徴収になるまでの期間が長くないよう、日本年金機構の事務処理を改善すること。

5. 介護保険制度改革について

(1) 今後の介護保険制度の見直しにあたっては、保険者である市町村の意見を十分反映させるとともに、混乱を招かないよう、十分な準備期間の設定や速やかな情報提供を行うこと。
また、介護報酬改定等によって介護サービスを利用する高齢者に負担を求めないようにすること。

(2) 特定施設入居者生活介護事業所（介護付有料老人ホーム）の市町村介護保険事業計画に係る施設の増床等の変更については、都道府県への届出のみで可能となっており、保険料の増嵩を招く恐れがあるため、指定申請時と同様に市町村の意見を求めなければならないこととするよう介護保険法を整備すること。

(3) 介護保険制度財政の安定を図るため、所要の財政支援を講じるとともに、地方負担や保険料負担の増加を招くことのないよう、国又は都道府県を保険者とするなど、安定的で持続可能な制度を構築するための抜本的な改革を行うこと。

6. 介護職員の処遇改善による人材の確保について

地域包括ケアシステムの構築を行うために必要な社会基盤の整備として、介護人材を確保するため、処遇改善加算の対象職種及び対象サービスの拡充を介護保険料等に影響しないような仕組みで行うこと。

また、介護職員の確保・育成・定着を図るため、国において明確な給与基準を設定し、介

護にかかるすべての職種の賃金水準を底上げするとともに、処遇改善の一層の推進を図ること。

7. 外国人介護人材を受け入れる事業所の経済的負担を軽減するために必要な財政措置を講じること。

学校教育の充実について

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 義務教育のあり方について

地域の実情に応じた教育を実現できるよう、小・中学校及び義務教育学校の設置者である市町村の意向を十分尊重するとともに、市町村の権限と役割の拡大を推進すること。

2. 教職員定数等の充実改善について

(1) 教員不足が全国的な課題となっている中、教員志望者を増やすため、時間外勤務手当の見直しのほか、教員採用された場合の奨学金返還免除制度の再開、大学における教員養成課程定員の拡大などに取り組むこと。

(2) 少人数学級（35・30人学級）の早期実現に向け、学級編制標準の改定を着実に実施すること。

なお、少人数学級実施に必要な教職員数は純増で対応すること。

(3) 指導方法工夫改善の加配定数を基準内の定数とするよう、教職員配当基準を改善するとともに、地方公共団体における少人数指導及び専科指導の取組に必要な定数を措置すること。

(4) 副校長、主幹教諭及び指導教諭については、段階的に配置の拡充を行うこと。

(5) 小規模校の教職員配当基準及び学級編制基準を改善すること。

(6) 離島校や小規模校における複式学級の配置基準の改善を図ること。

(7) 学校事務職員について、標準法に定める基準を改善し、複数配置を基本とすること。

(8) 栄養教諭及び学校栄養職員については、配置基準を概ね2,000人に1人の割合で配置できるように見直すなどにより、増員を図ること。

(9) 専任の司書教諭が配置できるよう定数上の措置を講じること。

(10) 専任のいじめ対策担当教諭を配置できるよう定数上の措置を講じること。

(11) 不登校児童生徒対策のため、教職員配置の充実を図るとともに、適応指導教室への人的・財政的支援を行うこと。

(12) 情報教育の推進に向けて、加配教員の配置や研修制度の強化等を行い、指導者の充実を図ること。

(13) 国際理解教育の推進に向けて、ALT及びCIRの派遣等、英語教育環境整備の充実を図るとともに、これに伴う助成事業の充実を図ること。

その際、民間のALT派遣業者への業務委託及び直接雇用に対しても必要な財政措置を講じること。

(14) 学校運営協議会制度、学校評議員制度の実施に関わる財政的支援を行うこと。

(15) 中学校及び義務教育学校の教育活動として位置付けられている課外活動「部活動」に対する教職員の過度な負担の軽減を図る措置を講じること。

(16) 保護者や地域指導者の理解を促し、これまでの部活動から大きく異なる新しい仕組みを構築しながら、部活動指導員同様に、地域の指導者による部活動を推進するために、令和

5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行について、十分な財政措置を行うこと。

また、中学校部活動の地域移行について、円滑に移行できるよう、実技指導等を行う指導者の確保のため、中学校における部活動指導員の配置に係る財政支援制度を拡充し、受け皿となる地域クラブに係る運営費等への財政支援制度を創設すること。

(17) 小学校及び義務教育学校前期課程における初任者研修拠点校に非常勤講師を配置すること。

また、教職員の増員及び大規模校養護教諭の複数配置をすること。

(18) 日本語指導が必要な帰国子女・外国にルーツを持つ児童生徒等に対する加配教員の増員を図るとともに、日本語指導員の平日授業での取組や指導員の育成も補助対象にするなど補助制度の充実・拡大を図ること。

(19) 個に応じた指導を行い学力・体力向上を図るため、非常勤講師を配置すること。

(20) 単一の武道種目の指導を実施する自治体に対しても、指導者を確保するために必要な財政措置を講じること。

(21) 教職員の指導力向上に対する支援について、オンデマンド研修等の充実を図ること。

3. 特別支援教育の推進について

(1) 特別支援学級における学級編制の標準を半数以下に引下げるとともに、教員の複数配置及び通級学級の配置基準の改善を図ること。

特に、自閉症・情緒障がい特別支援学級については、3名までとすること。

さらに、教育支援委員会において、特別支援学校に就学することが望ましいと判断された児童生徒が、特別支援学級に入級した場合、教育的ニーズに応じた教職員の加配を行うこと。

また、病弱特別支援学級（院内学級）については、学級の特性を踏まえ、児童・生徒一人一人の病状に対応できる教員及び事務職員の人員配置基準の改善を図ること。

(2) 障害種別に応じた教育を行うため、小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級について、入級者が1人であっても、学級を設置すること。

(3) 小・中学校及び義務教育学校等における発達障害のある幼児児童生徒に対する指導充実のための教職員配置の充実を図るとともに、特別支援教育支援員の配置について、十分な財政措置を講じること。

また、必要な施設設備の充実について、国が対策を講じること。

(4) 特別な支援を必要とする児童生徒について、いずれの学級等（特別支援学校、特別支援学級、通級）で支援・指導していくかの明確な判断基準を示すこと。

(5) 特別支援学校に通う児童生徒の早朝受け入れについて、必要な人的配置を行うこと。

(6) 通級指導教室の設置を推進するため、教員の定数化及び加配をさらに進めること。なお、令和8年度からの通級指導教室基礎定数化の完全実施に伴い、通級指導教室担当者の育成及び資質向上を図り、基礎定数化の人数を13名から6名にすること。

(7) インクルーシブ教育システム構築に必要な学校施設・設備や障害に応じた教材の充実等、ソフト・ハードの両面において支援策の充実を図ること。

(8) 保護者が適正な就学先を選択するべく支援する早期支援コーディネーターや、特別支援教育に特化した指導を行う嘱託指導主事等の配置について、財政的・人的な支援を講じること。

(9) 中学校において個々の特別支援学級在籍生徒の状況に応じた教育課程に対応することが

できる教職員定数に改定すること。

- (10) 学校教育法施行規則に規定する「生徒指導主事」「進路指導主事」等と同様に、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校において「特別支援教育主事」を位置付けること。

4. 就学・就園支援制度の充実について

- (1) 就学援助制度について十分な財源措置を講じること。

また、準要保護児童生徒に対する就学援助費補助金を復活させること。

併せて、低所得世帯を対象とした高校生等奨学給付金の拡充を行うこと。

- (2) 独立行政法人日本学生支援機構の育英奨学事業について、能力がある者の奨学金貸与の希望に対応できるよう、事業の充実を図ること。

また、大学生対象の奨学金制度の無利子貸与と有利子貸与の枠組については、奨学生の負担増とならないよう、成績条項を緩和し、無利子貸与枠の拡充に十分に配慮すること。

- (3) 幼稚園の学級編制の標準を現行の35人から30人に引き下げること。

5. 学校教育における「健康日本21」の取組について

健康な心と身体を育むための食育推進体制の確立を図るとともに、生活のリズムを整え、心身の健康を保つ「早寝、早起き、朝ごはん」の定着を図ること。

6. 日本スポーツ振興センターの災害共済給付について

災害共済給付の医療費の支給期間（10年）を延長すること。

また、生活困窮家庭の共済掛金に係るセンターへの国庫補助について、必要な児童及び生徒に係る掛金全額に対する補助ができるよう、十分な財源措置を講じること。

7. スクールガードリーダーの配置について

スクールガードリーダーの事業実施にあたっては、地域の見守り活動の定着を推進するためにも、十分な財政措置を講じるとともに、毎年、新入生の入学時期にスクールガードリーダーが配置できるようにすること。

8. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置について

- (1) スクールカウンセラーについては、小学校、中学校及び義務教育学校後期課程への配置時間の拡充を行うとともに、小学校及び義務教育学校前期課程への配置の財政措置を拡充すること。

また、都道府県及び政令指定都市に限られている教育支援体制整備事業費補助の対象をその他の市へ拡大することや、県から市への委託を認めること等により、市におけるスクールカウンセラー活用事業の充実を図ること。

- (2) 不登校をはじめとする生徒指導上の課題解決やこどもの貧困対策のため、全小・中学校及び義務教育学校へスクールソーシャルワーカーの配置充実を図るとともに財政措置を拡充すること。

9. スクールサポートスタッフ、学習指導員の配置に対する財政支援について

スクールサポートスタッフ、学習指導員を、全ての小中学校及び義務教育学校に配置できるよう十分な財源を確保し、市町村の負担が生じないよう全額補助により継続実施すること。

10. 独自に配置している会計年度任用職員に対する財政支援について

多様な児童生徒へのきめ細かな対応が求められる中、教職員不足に対応するために、学校に市が独自に配置している学習支援・生活支援などの会計年度任用職員の経費について財政措置を講じること。

11. スクールロイヤーによる法務相談体制構築に向けた財政支援について

学校を取り巻く諸問題について法的助言等を行うスクールロイヤーによる法務相談体制を構築するための、更なる財政支援を講じること。

12. 学校給食費の公費負担（無償化）について

学校教育での基礎的経費である学校給食費については、保護者の教育費負担を軽減し、子どもに安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を安定的に提供することが必要であるため、自治体の規模や財政力による地域間格差が生じないように、国の公費負担（無償化）として、恒久的な財政措置を早期に講じること。

13. 「教職員の働き方改革」において、学校給食費の徴収業務に係る教職員の負担軽減が掲げられており、これに伴う学校給食費公会計化システムの導入にあたって必要な財政措置を講じること。

14. 学校におけるいじめや不登校等の予防・早期発見・改善につなげるため、学級集団の状態や生徒指導上の問題点を把握・分析することができる調査事業を導入する学校や自治体等への財源措置を講じること。

また、学校ネットパトロール等の支援制度を拡充し、十分な財政措置を講じること。

15. 児童生徒が、より充実したICT利活用教育を享受できるよう、国の教育振興基本計画で掲げられている目標水準の達成のため、十分かつ継続的な財政措置を早急に講じるとともに、ICT支援員の配置及び教職員の人材育成に対する財政措置の拡充を図ること。

また、電子教科書の無償化や学習支援ソフトの導入費用、電子黒板の導入更改費用の補助など情報教育を推進するとともに、安心してICTを活用するために、情報セキュリティ対策に必要な財政支援を講じること。

16. GIGAスクール構想の着実な実施に向けて

(1) 学校におけるICT化を、円滑かつ強力に推進するため、ネット回線使用料（LTE回線を含む。）、オンライン型学習システムや統合型校務支援システムの導入・保守、機器の更新、ICT機器の効果的な活用に関する経費、セキュリティ対策費用、ソフトウェア購入費用、ネットワークの運用に係る経費など、ランニングコストや関連機器の定期更新費用について、今後、自治体の新たな負担にならないよう、また、自治体間でICT環境の格差が生じないように、補助制度を含めた更なる財政支援を講じること。

(2) 各学校への情報教育専任教員配置、全教員を対象とした情報教育に係る研修制度の強化等により、児童生徒に対する指導体制の充実を図ること。

(3) 各自治体が公平に、国が進める「一人ひとりの理解度・特性に対して個別最適化された学び」の環境を構築し、GIGAスクール構想を着実に推進することができるよう、AI型ドリル教材の導入に対する国の財政支援を行うこと。

(4) GIGAスクール運営支援センター整備事業（公立学校情報機器整備費補助金）については、令和6年度までとなっている補助事業を延長するとともに、補助割合（都道府県域内の全ての連携型の補助割合1/2）についても、継続すること。

17. 市立や組合立の高等学校等の継続的かつ安定的な運営を図るため、施設整備及び教育活動に必要な財政措置を講じること。

18. 医療的ケア児の支援体制の充実について

(1) 医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるよう、環境の整備等学校に対する支援その他必要な措置を講じるための財政措置を行うこと。

(2) 現行の国の「医療的ケアのための看護師配置事業」の補助率（1/3）の嵩上げを行うこ

と。

(3) 医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるよう、国の責任をもって、看護師、看護師資格を持つ教員（養護）等、医療的ケアを行える人材を確保するとともに、その加配にあたり、必要となる措置を講じるための財政措置の拡充を行うこと。

19. 自治体の規模や居住する地域にかかわらず、等しく、全ての児童生徒の学習環境が保障されるよう、国は、学校施設の空調設備の稼働に係る光熱費等ランニングコストについて、新たな財政措置を講じること。

20. 児童・生徒の安全な通学の確保や保護者の負担軽減のため、スクールバスの購入に係る補助限度額及び補助率の引き上げを行うこと。

また、学校統廃合を理由としたスクールバス運行については、距離の基準緩和やバス購入に伴う補助制度を新設すること。

第 3 經 濟 関 係

(5 件)

九州新幹線等の整備促進について

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 財源の確保について

公共事業費の重点的配分等による建設財源の安定的な確保及び地域負担の軽減を図ること。

2. 西九州ルートについて

- (1) 西九州新幹線（武雄温泉～長崎間）の開業を機に、沿線各市が取り組んでいるまちづくりに関する各種公共事業及び官民が行う新幹線開業効果を波及させるための取組への支援拡充を行うこと。
- (2) フリーゲージトレインの導入を前提とした西九州ルートの整備について、国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が困難になったことにより見直すにあたっては、その特殊事情を考慮するとともに、その方策については、国の責任において、最終的な西九州ルートのあり方とそこに至る道筋を早急に示し、佐賀、長崎両県を含めた関係者間の合意形成を図ること。

3. 東九州新幹線及び四国新幹線について

東九州新幹線及び豊予海峡ルートを含む四国新幹線を早急に基本計画線から整備計画線に格上げするとともに、所要の整備財源の確保を図ること。

高速道路網等の整備促進について

高速道路網等の整備を促進することにより、地域経済の好循環に寄与する道路のストック効果を生かし、産業の活性化や地域振興、地方創生に向けた取組の推進を図るとともに、大地震等の災害時における避難、救助等に不可欠な道路の多重性を確保するため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 道路財源の確保について

- (1) 道路特定財源の一般財源化後においても、中央と地方の公共交通機関などの移動環境格差を認識したうえで、地方が真に必要な道路整備を推進するため、直轄事業の予算を安定的に確保するほか、地方の意見を踏まえ、地方税財源を拡充する方向で措置すること。
また、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金についても、将来にわたり、財源を確保すること。
- (2) 高速自動車国道の整備は、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て国が計画決定した約束事であり、国は、新たな地方負担を求めることなく責任を持って整備計画区間の早期完成を図るとともに、法定予定路線の着実な整備を進めること。
また、その整備においては、地方負担の軽減を極力図るよう措置すること。
- (3) 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による嵩上げ措置が平成30年度以降も10年間継続することとされたが、社会資本整備総合交付金事業について、平成30年度より国費率が引き下げられた重点配分対象以外の事業の国費率を重点配分対象事業と同率に戻すこと。
- (4) 国土交通省道路局所管の道路整備事業のうち、土地開発基金等によって先行取得した建物等の補償の買戻しについて、重要度の高い市街地部においては、交渉等の事務をより柔軟かつ円滑に進め、早期完成や計画的な進捗が図られるよう、街路事業と同様の補助の扱いとすること。
- (5) 社会資本整備総合交付金事業における道路事業（舗装補修）について、平成30年度から、上り下りそれぞれにおいて1日の大型車交通量が250台未満の路線は交付金の対象外となったが、バス路線等、住民生活に重要な役割を果たす道路については条件を緩和すること。

2. 道路等の整備促進について

- (1) 東九州自動車道、西九州自動車道、南九州西回り自動車道、九州中央自動車道（九州横断自動車道延岡線）及び那覇空港自動車道の早期完成を図ること。
- (2) 大規模災害時の早期復旧、時間信頼性の確保、事故防止の観点及びネットワークの代替性確保の観点から、東九州自動車道の有料の暫定2車線区間の4車線化及び西九州自動車道の暫定2車線区間の4車線化について早期実現を図ること。
また、利用者の安全性・利便性向上のため、休憩施設の充実を図ること。
- (3) 下関北九州道路（関門海峡道路）、北九州福岡道路、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、長崎外環状線、長崎南北幹線道路、西彼杵道路、東彼杵道路、島原道路、島原天草長島連

絡道路、豊後伊予連絡道路、熊本天草幹線道路、熊本環状道路、中九州横断道路、宇佐国見道路、中津日田道路、宮崎東環状道路、宮崎環状道路、鹿児島東西幹線道路、鹿児島南北幹線道路、大隅縦貫道、北薩横断道路、八代海沿岸道路、熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路、八代・天草シーライン、川内宮之城道路、曾於志布志道路、薩摩半島横断道路等広域道路ネットワークの早期完成を図ること。

また、津波等の緊急時の避難場所としても活用できるよう構造等について配慮すること。

(4) 有明海沿岸道路について、九州横断自動車道長崎大分線及び西九州自動車道との接続を図ること。

(5) 国道3号、国道10号、国道34号、国道35号、国道57号、国道58号、国道201号、国道202号、国道205号、国道210号、国道211号、国道212号、国道218号、国道219号、国道220号、国道223号、国道224号、国道225号、国道226号、国道264号、国道266号、国道267号、国道322号、国道329号、国道382号、国道385号、国道389号、国道442号、国道443号、国道447号、国道448号、国道496号及び国道498号について、早期整備を図ること。

(6) 都市部や都市周辺部における主要幹線道路について、道路の拡幅、パークアンドライド、新たな高規格道路とのネットワーク形成などの渋滞解消に向けた施策を推進すること。合わせて歩道未整備区間については、その解消を図ること。

3. 島原・天草・長島架橋建設の推進について

九州西岸軸構想としての島原・天草・長島架橋建設については、重要な課題であるが、平成20年7月に閣議決定された国土形成計画において、「長期的視点から取り組む」という表現にとどまり、架橋建設構想の実現が憂慮される状況であるため、架橋の実現に向け、所要の調査・技術開発を行うなどさらなる促進を図ること。

4. 豊予海峡ルートの早期整備について

太平洋新国土軸構想における豊予海峡ルートは、四国、中国、九州の海峡部を結ぶネットワークの環状化により広域経済文化圏の形成や都市機能の分担、災害時のリダンダンシーの確保を可能にするとともに、地理的・文化的にアジア諸国と近接する九州にとっては、空・海の交通軸と有機的に連携することにより物流も含めた国際交流拠点の形成にも寄与することから、早期実現に向け、技術開発や調査研究など事業の一層の推進を図ること。

5. 道路案内標識等における外国語表記の推進について

(1) 国道の道路案内標識等における外国語（英語、韓国語、中国語）表記を推進すること。

(2) 地方自治体が設置する各種案内板等への外国語表記に対する助成制度を拡充すること。

6. 地方における無電柱化事業の促進について

無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。また、地方においては、歩道が無く狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠であることから、令和3年5月に策定された「無電柱化推進計画」を踏まえて、無電柱化関連予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むこと。

港湾等の整備促進について

港湾等の整備を促進することにより、豊かな海辺の創造や地域経済の発展、観光振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 国際競争力の強化、産業の再生、観光振興などを通じて、よりよい暮らしを実現するため、港湾・海岸の重要性を認識するとともに、港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。
2. 複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を促進し、地球環境への負荷の低い海運へのモーダルシフト化を図ること。
3. 地域の経済発展を先導する国際流通港湾の機能拡充を図り、国際海上コンテナターミナルの整備活用を促進するとともに、背後地との港湾物流の円滑化及び臨海部の交通混雑解消のため、臨港道路の整備を推進すること。
4. 大規模地震、津波及び台風等から国民の財産・生命を守り、迅速な復旧等を可能にするためにも、高潮・津波防波堤や海岸保全施設等の高潮・津波対策を推進するとともに、耐震強化岸壁等の防災拠点の整備及びハザードマップ作成支援等ハード・ソフト面一体となった港湾における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
5. 海上交通は地域の生活に不可欠な生活基盤であることから、港湾施設の整備等を通じ、ナショナルミニマムの確保を図ること。
6. 良好な景観の形成や自然環境との調和を図りつつ、観光振興に資する港湾機能の充実強化を図ること。
7. 離島における安定した住民生活の確保や観光振興に資するため、離島航路の港湾施設の整備、バリアフリー化等の利便性の向上を図ること。
8. 観光振興を図り、地域活性化と国際交流を促進するため、更なる国際クルーズネットワークに対応した旅客船専用岸壁や旅客ターミナルの整備を図るとともに、クルーズ船の受入環境の充実、改善に対する財政支援を講じること。
また、コロナ禍からの回復に伴う航空需要の増大に対応できるよう、空港においては、保安検査員の確保及び質の担保・先進機器の導入推進等のための財政支援や制度面での支援等を通じて、保安検査体制の量的・質的改善を早急に図ること。
9. 自然と共生した社会の構築を図るため、港湾施設の整備に際し、自然への負荷が少ない自然共生型の事業を推進するとともに、環境保全のために海辺を活用した環境学習を推進すること。
10. 尖閣諸島においては貴重な固有種を含む植物が自生しているが、人為的に持ち込まれ繁殖したヤギの食害により裸地化した表土が風雨により流出し、島の斜面の崩落や海岸の浸食が起きていることから、海岸線の保全のため、国の責任において継続的な自然環境の現況調査とヤギの駆除を実施し、海岸復旧工事を行うことで国土の保全を図ること。
11. 循環型社会の形成に資するため、リサイクルポートを活用した静脈物流システムの構築を加速させること。

12. 既存港湾施設の有効活用を図るため、整備及び維持・補修に要する十分な財源を確保すること。
13. 貨物需要の増大や船舶の大型化に対応可能な岸壁や埠頭用地の整備など国際物流ターミナルとしての港湾施設の整備を促進すること。
14. 脱炭素社会の実現を目指し、重要港湾のカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を推進すること。

農林水産業の振興について

わが国の食料基地の一つとして重要な地位を占めている九州・沖縄における農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要望する。

記

1. TPP協定、EPA交渉及びFTA交渉について

- (1) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP）や日本・EU経済連携協定（日欧EPA）等様々な貿易協定の発効による国内の農林水産業への影響を踏まえ、国内の影響を緩和する各施策の確実な実施に向けて、引き続き政府全体で責任を持った予算の確保と仕組みづくりを行うとともに、農林水産業の持続的な発展が図られるよう、改訂した政策大綱に基づく施策を着実に取り組むこと。
- (2) EPA交渉及びFTA交渉については、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など農林水産物の重要品目を関税撤廃の対象から除外するよう全力を挙げて交渉すること。
- (3) EPA交渉、FTA交渉のいずれの交渉を進める中においても、国内農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等につながるよう全力を挙げるとともに、交渉の帰趨いかなんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえ、厳しい姿勢を持って対応すること。

2. 物価高騰対策の強化について

- (1) 現在特例として措置されている農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。
- (2) 施設園芸等燃油価格高騰対策におけるセーフティネット発動基準価格を見直すこと。
また、現在の諸外国の輸出規制、緊迫化する世界情勢を鑑み、施設園芸及び茶の燃油価格高騰対策を継続すること。
さらに、農業生産資材の価格高騰など原油、燃油価格高騰の影響を受ける農業等の負担軽減に資する積極的な対策を講じること。
- (3) 海による隔絶性をはじめとする地理的不利性を有する離島においては、特に物価高騰の影響で経営が厳しい農畜水産業の負担軽減に資する積極的な対策を講じること。
- (4) 漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律3：1に見直したうえで、事業を継続すること。
- (5) 肥料価格高騰対策として肥料価格高騰セーフティネット対策の構築を早急に講じること。
さらに、生産者への支援策を早急に図ること。

3. 経営所得安定対策について

- (1) 経営所得安定対策については、実施要綱に基づき関係機関で構成される地域農業再生協議会が交付金の手続等の事務を行っており、制度の仕組みが不明確であるだけでなく、同協議会の事務局を担う市町村における事務手続に係る負担が大きいことから、国と地方が十分な協議を行った上で、制度の法制化を図り、地域の実情に応じた取組ができる制度と

するとともに、事務手続に係る負担を軽減すること。

- (2) 経営所得安定対策の実施に当たっては、その実施状況を十分に把握し、地域の担い手の所得の向上が図られるよう地域の声を十分に反映した施策を講じること。
- (3) 集落営農の組織化について、地域農業を支える中心的政策である経営所得安定対策の制度拡充により有効な取組を進めていくこと。

また、取組を進めるに当たっては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落の状況も踏まえ、地域の営農形態に合った作物の作付けができるよう、制度対象作物の拡充を図ること。

- (4) 収入減少影響緩和対策では、経営の安定化を図るため、標準的収入の20%を超える部分の米価下落についても国が補てんするなど、米価下落が生じた場合の価格保証制度の改善を行うこと。
- (5) 消費者や流通、小売業等の関係団体との合意の下で、生産コストが農産物の販売価格へ適正に反映され、持続的な経営ができる仕組みの検討及び導入を進めること。
- (6) 大規模災害発生時に被災農業者が安心して早期営農再開に取り組めるよう、被災農業者向け経営体育成支援事業の発動基準の明確化と緩和を図ること。

4. 水田活用の直接支払交付金の見直し等について

水田活用の直接支払交付金の見直しについて、次の事項について十分配慮すること。

- (1) 水田活用の直接支払交付金の詳細なルールの設定にあたっては、生産現場の意見にも配慮し、十分かつ慎重な検討を行った上で、国から農業者に丁寧な説明を行うこと。
- (2) 制度の見直しによる農業者への影響を緩和するために、5年間で一律に対象から排除することはせず、十分な経過措置の期間を設けること。
- (3) 遊休農地の増加や離農を防ぐために、畑地化を進めた農地や農業者に対し、新たな経営支援策を講じるよう検討すること。

5. 新規就農者等の支援について

- (1) 新規就農者育成総合対策事業については、若者世代の農業参入をより強く支援する体制を構築するため、就農定着が確実に進むよう継続的に実施し、農業の担い手を確保・育成するための支援策の充実を図ること。

また、親元就農に係る支援についても拡充を図ること。

- (2) 新規就農者育成総合対策事業のうち経営開始資金の実施に当たっては、経営継承者の資金受給要件の一部である新規参入者と同等のリスクを負うという要件を明確化するとともに、事務内容の大幅な見直しによる市町村の事務負担の軽減を図ること。
- (3) 土地利用型農業の新規就農者や定年帰農者による農業用機械・施設の整備等に必要な経費に対する財政措置を講じること。
- (4) 就農者の定着促進のため、国の補助制度においては、新たに営農する者や事業拡大を希望する新規就農者等に重点を置いた制度への改正や新たな制度の創設を図ること。

6. 遊休農地や老朽ため池及び危険ため池に対する財政措置等について

- (1) 遊休農地を増やさないため、中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの日本型直接支払制度を活用できない農地についても、要件の緩和など耕作地の荒廃化を防止する取組に対する財政措置の拡充を図ること。
- (2) 増加している老朽ため池及び危険ため池の整備に係る財政措置を拡充するとともに、保全対策に必要な予算を確保すること。

- (3) 防災重点農業用ため池整備事業について、農業者の申請により実施する整備事業においても、急施の防災事業と同様の営農補償ができるよう制度を拡充すること。
- (4) 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法については、法律失効までに同法に基づく事業の整備完了が見込めないため、法律失効日を延伸すること。
7. 農業公社の運営に対する支援について
- 農業公社が、地域農業や地域集落を守る支援機関として、また、過疎地域における農地保全と雇用の場としての役割を果たすため、公社の農作業機械及び施設並びに施設整備の更新に関わる措置を講じるなど、必要な支援を行うこと。
8. 農業用施設の整備促進と維持管理経費の支援について
- (1) 農業用排水施設等の農業用施設について、その改修、更新及び維持管理経費に対する制度を拡充し、予算を確保すること。特に、「排水機場」や「農業水利施設（頭首工等）」は、農地及び農作物を冠水被害から守るだけでなく、地域住民の生命及び財産をも守る幅広い役割を担っていることから、単に農業用施設としてではなく防災機能も兼ね備えた地域の最重要施設として位置づけ、その更新が計画的に実施できるよう財政支援措置を講じること。
- また、河川応急対策事業等での対応や将来にわたる適正な維持管理に向けた体制・仕組みを講じること。
- (2) 農業集落排水施設に係る機能強化計画を着実に遂行し、老朽化した施設の機能回復強化を図るため、農山漁村地域整備交付金を確保すること。
9. 日本型直接支払制度（多面的機能支払）について
- (1) 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の資源向上支払は、地域コミュニティの連携強化のみならず、農村環境景観保持のためにも有効な施策であることから、5年以上取り組んでいる活動組織の交付金についても減額することなく、一律での交付水準を確保すること。
- (2) 平成27年度からの法制化に伴い、制度が複雑化していることから、「多面的機能支払交付金」の活動区分等の統合整理を行うなど、地域住民の当事業への取組が容易な制度とし、市町村、活動組織の更なる事務負担の軽減を図ること。
- (3) 農地維持支払及び資源向上支払の交付金について、実績に係る資料整理などの交付手続を簡素化するとともに、新たな取組や農業施設整備事業の地元負担金の原資にも利用できるよう利便性を向上させること。
- (4) 環境保全型農業直接支払交付金については、計画的かつ円滑な事業実施のため、年度の途中や事業の実施直前に交付単価の削減や交付金の未配当等が無いように十分な予算の確保に努めるとともに事業推進に要する必要な経費についても予算を充実させること。
10. 農業用機械及び施設の更新及び長寿命化に対する支援について
- (1) 共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時における支援に限らず、既存事業で導入した機械、施設及び暖房機等の付帯設備の更新及び長寿命化についても、一定の要件を付した上で、補助事業の対象とすること。
- (2) 規模拡大、経営の高度化等に取り組む組織等に限らず、集落機能を維持している組織が実施する規模拡大等を伴わない通常の機械更新についても補助事業の対象とすること。
11. 農林水産物直売・食材提供供給施設整備について
- 農林水産物直売・食材提供供給施設整備については、農山漁村振興交付金があるが、都市

部は対象となっていないため、都市部においても対象となるよう拡充を図ること。

12. 農業農村整備事業に関する予算の確保について

農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

13. 農地等に係る災害の激甚災害指定について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく「激甚災害指定基準」に満たない災害であっても、農地・農業用施設が被災した農家が次期の生産活動が行うことができず深刻な状況にあると認められる場合においては、農業経営に直接影響する復旧費の負担を軽減するとともに、地方の財政負担緩和を図るため、被害の実状に見合った柔軟な激甚災害指定を行うこと。

14. 農地災害復旧事業について

中山間地の農地については、農地復旧限度額もしくはその算定式の対象面積となる復旧すべき農地面積の取扱いを見直し、被災農家の負担を軽減すること。

15. 農地転用基準等の弾力的な運用について

平成21年に行われた農地法の改正により農地の転用基準が厳格化されたため、民間活力の活用が困難となり、市の活性化政策に大きな影響を及ぼしていることから、次の事項について必要な措置を講じること。

(1) 農地法制の見直しに当たっては、自治体への要望調査等を実施することにより、地方の実情把握に努め、要望事項の反映について柔軟に対応すること。

(2) 農地の転用基準を画一的に適用せず、農業委員会や市の意見書を十分考慮し、地域の実情に応じて運用すること。

特に、中山間地域における次世代を担う住民の住居やコミュニティ活動の場の創出など地域の維持・活性化に資する土地の利活用については、農用地区域からの除外や農地転用などの柔軟な対応が可能となるよう措置を講ずること。

(3) 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更にあたっては、市の活性化計画等を尊重するとともに地域の実情に応じて運用すること。

(4) 農業用排水施設整備事業及び施設機能保全事業の実施地域における農用地利用計画の変更については、当該事業の受益地が広範囲で事業期間が長期にわたるなど開発抑制の影響が大きいことから、柔軟な運用が図られるよう法制度の見直しを行うこと。

16. 林業産業の振興について

(1) 材価補償等による経営所得安定対策を構築すること。

(2) 木材の利用については、木質バイオマスエネルギーとしての活用、公共事業への利用などに加え、個人住宅や非住宅部門への利用など、普及拡大をなお一層図るとともに、森林認証材の利用促進に関する支援策を積極的に講じること。

また、多様化する木材需要に対応可能な木材関連産業の育成を図ること。

(3) 保管理されている山林については、保安林に準じて固定資産税を減免し、交付税措置を創設すること。

(4) 放置竹林解消に向けた取組及び竹林整備に伴う伐採竹の利活用に対する財政支援策を構築すること。

(5) 花粉発生源となるスギ人工林の伐採・植替え等の加速化に向けた、地域の実情に即した支援策を講じること。

17. 広葉樹の植栽推進による災害に強い森林づくりについて

集中豪雨の際に針葉樹林が植栽されている斜面が崩壊するなどの被害が発生していることから、災害に強い森林づくりを推進するため、針葉樹林の全伐、間伐後に地下茎が深く入り、水源涵養機能にも優れた広葉樹の植樹が促進されるようこれに対する補助金の上乗せ及び補助対象の拡充を図ること。

18. 鳥獣被害対策について

鳥獣被害は農山村の暮らしに深刻な影響を与えているため、次に掲げる措置をはじめとした抜本的な防止対策を講じること。

(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金について、十分な予算の確保と制度の充実を図るとともに、次のとおり見直し等を行うこと。

ア 都道府県及び市町村の一般会計の有害鳥獣対策に係る予算比率やその取組内容、有害鳥獣の棲み処となる林野面積等を取り入れるよう配分基準の見直しを行うこと。

イ 鳥獣被害対策実施隊以外の者が取り組むソフト対策については、鳥獣被害対策実施隊が取り組む場合と同様に定額の補助とすること。

ウ 緊急捕獲活動における獣類の成獣・幼獣の区分の統一、鳥類の捕獲による交付金額の見直しを行うこと。

(2) 鳥獣捕獲の担い手となるハンターの育成に係る経費や捕獲報償金に対する財政支援について、特段の措置を講じること。

(3) 鳥類（カラス類、ムクドリ）被害について、国において、被害状況等を把握し、被害防止対策及びその効果の調査、検証への財政支援を行うこと。

19. 養殖共済の充実・加入促進について

養殖業者の経営安定を図るため、養殖共済に係る国の掛金補助の補助限度率を引き上げ、共済単価を実態に即した金額に見直すなど、共済制度の充実を図るとともに、同共済への加入を促進すること。

20. 水産資源保護のための漁業調整の推進について

(1) 日本近海へのカツオの来遊減少につながる可能性があるとして指摘されている熱帯水域での海外巻き網漁業に対する漁獲量規制などの取組の導入を関係各国に強く働きかけ、水産資源保護対策を早急に講じること。

(2) 太平洋海域のカツオ資源について、国内における漁業調整の円滑な推進を図るため、資源状況及び地域的な回遊経路に関する科学的知見を基礎として、必要に応じて漁業者間の話し合いの場の設定、斡旋、仲介を行うことにより、競合する漁業種間の相互理解の促進を図ること。

21. 太平洋くろまぐろの資源管理計画の見直しについて

(1) まぐろはえ縄漁業及び沿岸漁業への十分な漁獲枠の配分を行うこと。

(2) 資源管理に係る法律や運用ルールについては、国が責任を持って整備すること。

(3) 中長期的な管理計画については時間的余裕を持って公表し、十分な説明を行うとともに、漁業関係者の意見を聞く機会を設けること。

(4) 対象漁業者への所得補償等、支援策を拡充・強化すること。

22. 漁業就業者対策の充実について

(1) 経営体育成総合支援事業による支援終了後、新規漁業就業者は、漁船取得など相当な資金が必要であり、漁業開始から自らの漁業収入では生計がままならない状況である。農業

における営農開始後の支援制度と同様に、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設すること。

- (2) 経営体育成総合支援事業の実施に当たっては、新規漁業者が定着できるよう、継続性のある施策を実施すること。

また、新規漁業就業者の規模拡大等がさらに加速されるような施策を実施すること。

- (3) 浜の活力を担う沿岸漁業者の確保・定着を図り、沿岸漁業の振興及び漁村地域の活性化につなげるため、自営独立や事業承継を行う新規就業者に対し、経営が不安定な操業開始後の支援を行うこと。

23. ノリの輸入割当（IQ）枠の堅持について

安価な外国産ノリが今以上に輸入されると、国産ノリと競合し、価格の下落が懸念され、ノリ養殖経営への影響が避けられないことより、ノリ養殖の安定経営のため、IQ枠を堅持すること。

24. 食品リサイクルの推進について

食品リサイクル法における食品循環資源の再生利用の一層の促進を図ること。

なお、再生利用を効率的に推進するため、広域処理等に係る制度の拡充及び国と地方公共団体との更なる連携強化について対策を講じること。

25. 園芸農業の支援策の強化について

園芸農業の生産基盤の強化を図るため、国・県事業による先進技術の導入や省力化のための機械・施設の導入等の支援拡充を図ること。また、TPP関連事業を含めた国・県事業については、地域の実情に応じた支援を実施すること。

26. 農業競争力強化基盤整備事業等の要件緩和について

農地の基盤整備について、特に、傾斜がきつく狭小な農地が多い中山間地域では、現在の面積要件では事業実施が困難な地域も多いことから、事業実施の公平性を確保するとともに、農地の有効活用が図られるよう、国庫補助事業の対象となる面積要件を緩和すること。

27. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）の拡充について

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）について、同一敷地内での家畜飼養管理施設の整備が困難な場合に、新たな敷地で施設整備するにあたり必要となる敷地造成・取付け道路等の付帯施設やフェンス等の防疫施設に係る費用についても補助対象とすること。

28. 有明海・八代海の再生について

国において、干潟漁場の再生や機能回復を図るため、徹底した調査による環境変化の原因究明を講じるとともに、継続的な堆積物の除去などの漁業振興策を早急に実施すること。

合わせて、赤潮等による著しい漁業被害を受けた漁業者に対しては、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に限らず支援策を講じること。

また、漁港内の土砂浚渫においては、費用面から十分な浚渫ができていない状況にあるため、国庫補助率の嵩上げを行うこと。

地域公共交通の維持・充実について

九州の各地域における生活や経済を支える地方公共交通の維持・充実を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 鉄道事業をはじめ、バス・タクシー等の地域公共交通は地域経済や住民の日常生活にとって極めて重要な役割を有するとともに、まちづくりの柱となるものであることから、国においては、公共交通事業者が経営効率化のみならず、利用者サービスの維持向上を図るとともに、その内容に関して地元自治体と密接な連携を図るよう指導すること。
また、鉄道事業等公共交通事業者のサービス内容の見直し等に関して、地元自治体が関与できる制度の構築を図り、サービスの維持・確保及び充実や公共交通ネットワークの再構築に向けた取組に対して積極的な支援策を講じること。
2. 公共交通事業者がバス路線やダイヤの見直しを検討する際は、その検討段階において、沿線地域に対し十分な期間をもって周知するとともに、周知後の利用状況によって見直し実施の判断を行うよう、公共交通事業者に対し要請すること。
3. 西九州新幹線の開業に伴い上下分離方式での運行となった並行在来線区間である江北～諫早間については、利用者ニーズに配慮した運行時間及び本数や乗換負担の軽減となる運行形態の維持に努めること。
4. バス等公共交通の運転手を確保するため、労働環境の改善や若者をはじめとする人材の確保・育成対策を推進すること。
5. 地域公共交通の利用促進及び利便性向上のため、交通系 I C カードやクレジットカードのタッチ決済等キャッシュレス決済の普及等を図ること。

決 議

(1 件)

生活保護業務におけるデジタル技術の活用に関する決議

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、九州をはじめ全国的に生活困窮に係る相談者数は増加の傾向にあり、「生活保護の被保護者調査」（令和6年5月分概数）によると、保護の申請件数は対前年同月比で5.6%増、保護の開始世帯数は対前年同月比で5.3%増となっている。

このような状況下、保護の実施機関においては、被保護者が抱える複合化・複雑化した生活課題への対応に加え、保護費の支給に係る業務も増大しており、被保護者に対するきめ細やかなケースワークを実施するためにも、業務の効率化や負担の軽減が必要である。

国は、保護の実施機関が「生活保護法による保護の実施要領」に基づき実施する訪問調査の一部について、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」のアナログ規制（生活保護目視規制手続）に該当するとし、デジタル技術の活用を妨げるものではないとしている。デジタル技術を活用した訪問調査は、業務の質と効率を高める観点からも有用であり、これに加えて ICT ツールや情報端末の導入を促進するなど、生活保護業務におけるデジタル技術の活用は積極的に推進すべきである。

よって、国は、デジタル原則を踏まえた生活保護制度の運用にあたり、デジタル技術を活用した訪問調査等の先進的かつ実践的取組や留意事項を示すとともに、地方自治体の規模や財政力による地域間格差が生じることのないよう、必要な予算を確保するなど、デジタル技術を活用した生活保護業務の効果的かつ効率的実施に係る必要な措置を講じるよう強く要望する。

以上決議する。

令和6年10月21日

第135回九州市長会

